

## 滋賀県立近江学園整備事業 実施方針等に関する質問および意見への回答

- ・滋賀県立近江学園整備事業実施方針等に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。多くの質問および意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所等については、一部修正しています。
- ・質問および意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問および意見を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和2年(2020年)2月28日

滋賀県

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
1	実施方針	質問	事業期間	3	1	(1)	ク			設計・建設期間と維持管理期間が被っておりますが、どちらかが誤記でしょうか。	設計・建設期間には、現施設の解体およびグラウンドの整備期間を含んでいます。また、維持管理期間は、新施設の供用開始日から開始されますので、誤記ではありません。
2	実施方針	質問	事業方式	3	1	1	キ			県が行う児童への支援業務とはどのようなものでしょうか。また、支援業務に伴い発生する費用は、選定事業者側の負担となるのでしょうか。	支援業務は、児童が学園で食事、入浴といった日常生活を送るために、行う支援全般を指しています。支援業務に伴い発生する費用は、県の負担となります。
3	実施方針	質問	事業方式	3	1	(1)	キ			県が行う児童への支援業務の内容をお教えてください。食品調理、配膳、洗濯は含まれると考えてよろしいですか。	支援業務の内容は、No.2の回答を参照してください。食品調理・配膳・洗濯は支援業務に含まれます。
4	実施方針	質問	維持管理業務	4	1	(1)	ケ	(イ)	a	修繕・更新業務には大規模修繕は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	質問	維持管理業務	4	1	1	ケ	(イ)	a	既存施設の設備、什器、備品の各詳細及び施設図面の開示をお願いします。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示します。
6	実施方針	質問	什器・備品について	4	1	(1)	ケ	(ア)	a	完工後業務に什器・備品等の調達・設置がありますが、既存の什器等を移設する予定はございますでしょうか。お教えてください。	既存施設で使用している什器・備品等の一部は新施設に移設しますが、移設は県が行います。
7	実施方針	質問	既存施設の保守管理業務について	4	1	(1)	ケ	(イ)	a	保守管理業務には(※既存施設含む)とありますが、現在の保守管理項目と、どの程度の保守管理費がかかっているのかをお教えてください。	保守管理の項目は、消防設備、電気設備、建築物の定期点検・報告およびエアコン、排水管の洗浄等になります。 現施設全体の保守管理費(建築物・建築設備・備品)、環境衛生管理費および植栽管理費の実績は、平成29年度で4,341千円、平成30年度で3,968千円です。 なお、実績額は老朽化した現施設のものであることにご留意ください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
8	実施方針	質問	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	施設竣工・引渡し時に支払われる一時金はあるのでしょうか。一時金支払いがある場合は、入札公告時において具体的金額が提示されるのでしょうか。	設計・建設の対価は、工事の完了が確認できた後に全額一括払いすることを想定しています。(実施方針を修正しました。)
9	実施方針	質問	維持管理の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	b	維持管理の対価の総額に対して平準化した金額を各年度四半期ごとに支払われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	質問	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	設計・建設の対価については、一時払い分はなく、全て割賦方式にてお支払いいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
11	実施方針	質問	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	設計・建設の対価について、一時金の支払いは想定されておりますでしょうか。また、一時金の考え方(金額や支払い時期等)をご教示願います。	No.8の回答を参照してください。
12	実施方針	質問	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	割賦方式は、毎月お支払いでしょうか？いつからお支払い開始されるのでしょうか？当該費用に設備、解体費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	No.8の回答を参照してください。
13	実施方針	質問	維持管理の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	b	四半期毎のお支払いということですが、先払い、後払いはどちらでしょうか？	当該期間の業務の履行状況が確認できた後に支払うことを想定しています。
14	実施方針	質問	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	割賦方式について、金額・回数・時期については協議頂けると考えて宜しいでしょうか。また、最終の支払い時期はいつとなりますか。	No.8の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
15	実施方針	意見	設計・建設の対価	4	1 (1)	コ	(ア)	a	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、施設整備業務にかかるサービス購入料(割賦方式分)については、割賦料が支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦料部分を含めた全額が施設引渡し年度の売上として認識され、事業者には当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。SPCにおける過大な資金負担が発生してしまいますため、施設整備業務にかかるサービス購入料(割賦支払分)に対する消費税相当額については、施設引渡年度において、一括でお支払いいただきますようお願いいたします。	No.8の回答を参照してください。
16	実施方針	質問	選定手順	5	1 (2)	ウ			(ア)～(エ)の採点ウェイトは開示いただけますでしょうか？	特定事業の選定の詳細については、特定事業の選定の公表時にお示しします。
17	実施方針	質問	選定基準	5	1 2	ア			提案内容の評価基準はどの段階で公表されるのでしょうか。	特定事業の選定の詳細については、特定事業の選定の公表時にお示しします。
18	実施方針	質問	選定の方法	6	2 (1)	イ			予定価格はいつ公表されるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
19	実施方針	質問	審査の方法	6	2 (1)	エ			入札参加者が1社の場合でも審査は行われるのでしょうか。	入札参加者が1者の場合でも審査を行い、その結果、落札者を選定しない場合があります。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
20	実施方針	質問	募集および選定に係る想定スケジュール	7	2(4)				現地見学会の開催が「入札説明書等に関する説明会の開催(予定)」時においてのみ予定されていますが、入札説明書等に関する説明会の開催時以外に、入札公告前に1回、入札説明書等に関する説明会の開催時から競争的対話前後までの間に1回、合計3回の実施を希望します。1回の見学会に参加可能な人数は1社あたり5名までとしていただきたい。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。
21	実施方針	質問	現地見学会について	7	2(3)	カ			「入札説明書等に関する説明会の開催(予定)」時に現地見学会の開催を予定されていますが、入札公告以前に1回、競争的対話前後までに1回の計3回の見学を希望します。また見学会には1社あたり5名程度まで参加可能としてください。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。
22	実施方針	質問	落札者を選定しない場合	7	2(1)	カ			入札参加者が1社の場合でも成立する、との理解でよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照してください。
23	実施方針	質問	募集及び選定に係る想定スケジュール	7	2(2)				詳細スケジュールについては、令和2年4月に予定している入札説明書等にて公表すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	意見	募集および選定に係る想定スケジュール	7	2(2)				入札公告の月日を正式に公表願います。また、スケジュールがタイトなため、前倒しでの公表もご検討ください。	前段については、令和2年度予算が県議会で議決された後、4月中旬を予定しています。後段については、ご意見として承ります。
25	実施方針	意見	募集および選定に係る想定スケジュール	7					現地見学会の開催が「入札説明書等に関する説明会の開催(予定)」時においてのみ予定されていますが、入札説明書等に関する説明会の開催時以外に、入札公告前に1回、入札説明書等に関する説明会の開催時から競争的対話前後までの間に1回、合計3回の実施を希望します。1回の見学会に参加可能な人数は1社あたり5名までとしていただきたい。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
26	実施方針	質問	入札説明書等に関する説明会の開催(予定)	9	2(3)	カ			現地見学会の開催は1回のみでしょうか。現地見学会を希望する事業者(グループ)に対して個別に対応して頂くことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。
27	実施方針	質問	入札公告(入札説明書等の公表)(⑥)	9	2(3)	オ			入札公告の際には、提案内容の評価基準は公表されるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
28	実施方針	意見	入札説明書等に関する説明会の開催(予定)	9	2	3カ			説明会の開催に合わせて、現地見学会の開催を予定しているとのことですが、実施方針等に関する説明会での現地見学会では、移設するレリーフや存置するモニュメント、プール等、現存の施設で整備や維持管理に関わる施設の見学なかったため、次回の現地見学会では事業者が希望する施設・場所の見学を可能としてください。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。
29	実施方針	意見	入札説明書等に関する説明会の開催(予定)	9	2	3カ			実施方針等に関する説明会での現地見学会は1社2名までとなっておりますが、敷地が広大であり、施設の特性上写真撮影不可の場所が多いため、2名ですべてを目視で確認することは困難であります。次回の現地見学会では1社あたり的人数を増やしていただきたい。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。
30	実施方針	意見	入札説明書等に関する説明会の開催(予定)(⑦)	9	2(3)	カ			説明会の開催に合わせて現地説明会の開催を予定している、とのことですが、それ以外にも現地説明会の開催をお願いします。また、その際の参加人数制限も1社あたり4~5名程度をお願いします。	ご意見を踏まえ検討し、入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
31	実施方針	質問	入札参加者の構成	10	2 (4)	ア	(ア)	a	設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者以外の者でSPCの運営・管理に当たる者が構成員、または協力企業になることは可能でしょうか。可能である場合の参加資格要件として、「滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿」に営業種目として「その他の役務の提供」に登録されていればよい、と理解してよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、実施方針p.11「イ(ア)入札参加者の参加資格要件(共通)」のa~iを全て満たしている必要があります。
32	実施方針	質問	競争的対話の実施(予定)	10	2 (3)	ケ			⑫は、予定となっておりますが、開催されない可能性はありますでしょうか？開催されるとしたら、7~8月よりも早期開催していただくこと(Ex.入札公告開示直後4~5月)は可能でしょうか？	前段については、現時点では開催することを予定しています。後段については、ご意見として承ります。
33	実施方針	意見	競争的対話の実施(予定)	10	2 (3)	ケ			対話が提案書提出〆切の期近だと、修正可能範囲も限られるかと思料され、貴県へのよりよい提案を行うためには、対話は入札公告開示後の4~5月に開催していただきたいです。	ご意見として承ります。
34	実施方針	質問	複数提案の禁止	11	2 4	ア	(エ)		協力企業として維持管理業務にあたる者のみ他の入札参加者にも協力できるとありますが、何かお考えがあるのでしょうか。	入札に参加するグループを組成しやすくするためです。
35	実施方針	質問	複数提案の禁止	11	2 (4)	ア	(エ)		「協力企業として維持管理業務に当たる者についてはこの限りではない。」との記載がございますが、維持管理業務に当たる者が複数提案を認められる趣旨をご教示いただけますでしょうか。	No.34の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
36	実施方針	意見	複数提案の禁止	11	2 (4)	ア	(エ)		「入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。ただし、協力企業として維持管理業務に当たる者についてはこの限りではない。」と記載されております。公平な入札を期すためには、維持管理業務に当たる者についても同様とした方がよいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
37	実施方針	質問	入札参加者の参加資格要件(業務別)	12	2 (4)	イ	(イ)		a～dのそれぞれの業務以外で参画を予定している者は、(ア)入札参加者の参加資格要件(共通)を満たすことで、当事業への参加資格要件を満たすと考えてよろしいのでしょうか。	No.31の回答を参照してください。ただし、どの業務で参画をするのかを明確にしてください。
38	実施方針	質問	入札参加者の参加資格要件(業務別)	12	2 (4)	イ	(イ)		SPCの経営管理を担う企業は、共通の参加資格要件を満たしていれば、個別の参加資格要件はない、との理解でよろしいのでしょうか。	No.31の回答を参照してください。
39	実施方針	質問	入札参加者の参加資格要件(業務別)	12	2 (4)	イ	(イ)		a設計業務にあたる者、c工事監理業務にあたる者は、同一業者でもよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
40	実施方針	質問	設計業務に当たる者	12	2 (4)	イ	(イ)	a	建築基準法で定める児童福祉施設等、とありますが、老人福祉施設の実績でもよろしいのでしょうか？	「児童福祉施設等」は、建築基準法施行令第19条で定める「児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設」を指します。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
41	実施方針	質問	工事管理業務に当たる者	12	2 (4)	イ	(イ)	b	建築基準法で定める児童福祉施設等、とありますが、老人福祉施設の実績でもよろしいでしょうか？	No.40の回答を参照してください。
42	実施方針	質問	(方針)維持管理業務に当たる者	13	2 (4)	イ	(イ)	d	本業務を実施するために必要な資格の指定はありますか。	実施方針p10 (4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件の通りです。資格という観点では、維持管理業務を実施するために法令上必要とする資格等がある場合は、当該資格等を有していることを求めています。
43	実施方針	質問	技術者配置	13	2 (4)	イ	(イ)	b	「監理技術者を専任で配置」とありますが、工事着手前の計画段階では専任技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。お教えてください。	先行仮設工事着手段階から専任の配置を必要とします。
44	実施方針	質問	SPCの設立等の要件	15	2 (4)	カ	(イ)		本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、金融機関から株式質権設定契約の締結を要請されることが一般的ですが、株式質権設定契約締結の際には貴県からの事前のご承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	内容を確認し、問題がなければ承諾します。
45	実施方針	質問	(方針)維持管理段階のモニタリング	17	3 (3)	ウ			経営状況等の報告は、SPCの構成員であっても、選定事業者の報告が必要でしょうか。	経営状況及び財務状況の確認は選定事業者(SPC)に対して実施します。
46	実施方針	質問	モニタリングの結果に対する対応	17	3 (3)	エ			維持管理段階にかかる業務の未達成にて減額の対象となるサービス購入料は維持管理業務にかかるサービス購入料であり、施設整備業務にかかるサービス購入料は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
47	実施方針	質問	選定事業者の責めにより事業の継続が困難となった場合	19	6 (1)				選定事業者の責により事業の継続が困難となり、選定事業者から出す改善策が貴県と合意ができなかった場合に、選定事業者に対し何らかのペナルティをお考えでしょうか。お教えてください。	入札公告時にお示しします。
48	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	22	2				契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合として、どのような事象を想定されているのかご教示願います。	県議会の議決が得られない場合等を想定しています。
49	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	22	2				「契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合のリスク」が貴県と選定事業双方となっております。貴県及び選定事業双方の責に帰すべき事由によらない場合は理解しますが貴県の責に帰すべき事由による場合は貴県負担が相当と考えます。	ご意見として承ります。
50	実施方針	意見	リスク分担表 2契約締結リスク	22					契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合のリスクが、事業者も負担となっていますが、本リスクについては事業者側で制御できないため、県側の負担にてお願いいたします。	ご意見として承ります。
51	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	23	12				不可抗力リスクに関して、一定の金額以下は選定事業者負担となっていますが、一定金額の具体的な金額をご教示願います。	入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
52	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	23	19					県の責に帰すべき事由とは、どのような事由を想定されているかご教示願います。	地盤沈下を引き起こさないよう、また沈下を最小限に抑えるよう、地耐力及びその他必要な地盤調査を行い整備することは事業者の業務範囲であると考えますので、地盤沈下リスクは原則事業者の負担とします。 ただし大地震や水害等により、事前に予測し対処し得る範囲を超え、不可抗力的に起こった地盤沈下については不可抗力リスクとみなし、県の責に帰すべき事由と想定します。
53	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	23	26					調査設計・建設期間中の物価変動に関するリスクについて脚注に「一定範囲を超える物価変動」とありますが、「一定範囲」を具体的にご教示頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
54	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	23	26					急激な物価変動等一定範囲を超える物価変動については、SPC事業計画に多大な影響を及ぼすため、県のリスク負担としていただきたい。	ご意見として承ります。なお、一定の範囲を超える物価変動については、事業費を見直すことも含め検討しています。詳細は入札公告時にお示しします。
55	実施方針	意見	物価変動リスク	23	26					一定範囲を超える物価変動については県のリスク分担としてください。	No.54の回答を参照してください。
56	実施方針	意見	別表1 リスク分担表	23	26					物価変動リスクに関して、一定範囲を超える物価変動については県と事業者双方の負担となっておりますが、双方ではなく県のリスクとして頂けませんか。	No.54の回答を参照してください。
57	実施方針	質問	20用地の瑕疵リスク	23						「県が提示した資料等により・・・」との記載がありますが、その「等」も明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、通常予測可能な用地の瑕疵とは具体的にはどのようなものをお考えでしょうか。お教えください。	前段について、「等」は事業者の資料解釈等を含むものであり、具体例はお示ししません。 後段についても、こちらから具体例はお示ししません。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
58	実施方針	意見	金利変動リスク	23						設計・建設業務にかかるサービス購入料(割賦方式分)の割賦金利算出に採用する基準金利は、施設供用開始日の2「銀行営業日前」に確定する建付けでお願いしたく存じます。 供用開始日の数ヶ月前に基準金利が確定する場合、金融機関が金利変動リスク分を含んだ金利で貸出を行う為、資金調達コストがかさみ入札コストの増加要因となります。 加えて、天候不順や不測の事態により工期延長となり引渡しが遅延した場合、金融費用(金利のブレイクファンディングコスト等)が発生することから、基準金利の確定時期は施設供用開始日の2「銀行営業日前」に確定するようにお願いいたします。	ご意見として承ります。なお、本事業で設計・建設業務にかかるサービス購入料は一括払いとすることを想定しています。
59	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	24	31					瑕疵担保期間は適正な期間を設定していただきたい。	・建物は2年、設備は1年です。 ・重大な瑕疵については、新しい公共工事請負契約約款の規定に従います。 (実施方針を修正しました。)
60	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	24	36					維持管理期間中の物価変動に関するリスクについて脚注に「一定範囲を超える物価変動」とありますが、「一定範囲」を具体的にご教示頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
61	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表 物価変動リスク	24	36					※4 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。とありますが、例えば、日銀の企業向けサービス価格指数により物価変動を行った場合に、大幅な増減額の発生については、事業期間中であっても物価変動にかかる対象となる指数を見直すということでしょうか。	入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
62	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	24	36					急激な物価変動等一定範囲を超える物価変動を事業者のリスク負担となった場合、SPC事業計画上多大な影響を及ぼすため、県のリスク負担としていただきたい。	No.54の回答を参照してください。
63	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表 物価変動リスク	24	36					現在、滋賀県の最低賃金は866円ですが、近年では毎年3%前後上昇しており、事業期間で考えると1,200円を超え現在よりも38%アップになり事業者の負担が大きくなります。最低賃金上昇分が加味されない指標では入札参加の可否に関わりません。物価変動に係る指標については、最低賃金の上昇分が反映される指標にさせていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
64	実施方針	意見	物価変動リスク	24	36					一定範囲を超える物価変動については県のリスク分担としてください。	No.54の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
65	実施方針	質問	什器・備品管理リスク	24	37					「※5 児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象も含むものとする」との但し書きがございますが、発生時期や頻度、破損等の程度は事業者で想定することができませんので、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象は県の負担として頂けますでしょうか。	<p>原因者が特定できるものは、保険や保護者負担とします。それ以外については、ご意見を踏まえ、負担の考え方について検討します。ただし、原則として事業者負担とする方針は変更しませんが、想定を超える負担が生じる可能性も考えられることから、県の負担についてさらに検討します。</p> <p>なお、現施設全体の児童の破壊に伴う修繕費(建築物・建築設備・備品)の実績は以下のとおりです。</p> <p>&lt;平成29年度&gt;  ○全体件数:40件  ・原因特定可能:17件  →保険・保護者負担で対応  ・上記以外:23件  →県負担額:1,817千円</p> <p>&lt;平成30年度&gt;  ○全体件数:42件  ・原因が特定可能:12件  →保険・保護者負担で対応  ・上記以外:30件  →県負担額:3,251千円</p> <p>なお、実績額は老朽化した現施設のものであることをご留意の上で、破壊しにくい仕様の計画をご提案ください。</p>
66	実施方針	質問	什器・備品管理リスク	24	37					過去5年間の、児童の支援業務の過程で生じる破損等による、什器・備品管理に使用した金額をご教示願います。	No.65の回答を参照してください。
67	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表 什器・備品管理リスク	24	37					入所者が故意に什器・備品を破損させた場合は、日常の使用以外の事由として県が負担するということよろしいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
68	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	24	37					什器備品・備品管理リスクにおいて、「児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスク」は事業者リスクとなっていますが、発生頻度、損傷程度(金額)が予見・予知できないリスクのため、事業者としては過大なリスク(金額)を見込まざるを得ません。事象発生ごとに県の費用負担で備品管理することが合理的と考えますので、当該リスクは県負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。
69	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表 什器・備品管理リスク	24	37					「※5 日常の使用には、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象も含むものとする。」とありますが、PFIの性質上、すべての補修・修繕を行う事が想定され、事業者としては事業期間14年6か月に必要な費用の予測ができないため高額な見積になってしまい、入札参加の可否に関わります。※5の事象に対するリスクについては県の負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。
70	実施方針	意見	什器・備品管理リスク	24	37					児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスクは事業者リスクとなっていますが、事象の発生頻度や金額が想定できないため、県の費用負担で備品管理することが合理的と考えます。そのため、当該リスクは県のリスク分担としてください。	No.65の回答を参照してください。
71	実施方針	意見	別表1 リスク分担表	24	37					維持管理業務に関する什器・備品等の破損のリスク(日常の使用によるもの)の修繕費は、頻度が全く不明ですので、事業者リスクではなく、県のリスクとして頂けますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
72	実施方針	質問	備品更新リスク	24	38					「※5 児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象も含むものとする」との但し書きがございますが、発生時期や頻度、破損等の程度は事業者で想定することができませんので、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象は県の負担として頂けますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)
73	実施方針	質問	備品更新リスク	24	38					過去5年間の、児童の支援業務の過程で生じる破損等による、備品更新に使用した金額をご教示願います。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)
74	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	24	38					備品更新リスクにおいて、「児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスク」は事業者リスクとなっておりますが、発生頻度、損傷程度(金額)が予見・予知できないリスクのため、事業者としては過大なリスク(金額)を見込まざるを得ません。事象発生ごとに県の費用負担で備品更新することが合理的と考えますので、当該リスクは県負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)
75	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表 備品更新リスク	24	38					備品更新リスクで、児童の日常生活及び支援業務の過程で生じた破損等の修繕費及び備品更新費は、選定事業者リスクになっていますが発生頻度等が予見、予知をする事が不可能であるため過大なリスク金額を入札金額に見込むことになり、入札参加の可否に関わります。発生ごとに県の負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)
76	実施方針	意見	備品更新リスク	24	38					児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスクは事業者リスクとなっておりますが、事象の発生頻度や金額が想定できないため、県の費用負担で備品管理することが合理的と考えます。そのため、当該リスクは県のリスク分担としてください。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
77	実施方針	意見	別表1 リスク分担表	24	38					維持管理業務に関する什器・備品等の破損のリスク(日常の使用によるもの)の修繕費は、頻度が全く不明ですので、事業者リスクではなく、県のリスクとして頂けますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)
78	実施方針	質問	修繕リスク	24	39					「※5 児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象も含むものとする」との但し書きがございますが、発生時期や頻度、破損等の程度は事業者で想定することができませんので、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象は県の負担として頂けますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
79	実施方針	質問	修繕リスク	24	39					過去5年間の、児童の支援業務の過程で生じる破損等による、施設修繕に使用した金額をご教示願います。	No.65の回答を参照してください。
80	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	24	39					修繕リスクにおいて、「児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスク」は事業者リスクとなっておりますが、発生頻度、損傷程度(金額)が予見・予知できないリスクのため、事業者としては過大なリスク(金額)を見込まざるを得ません。事象発生ごとに県の費用負担で修繕することが合理的と考えますので、当該リスクは県負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。
81	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表 修繕リスク	24	39					修繕リスクで、児童の日常生活及び支援業務の過程で生じた破損等の修繕費は、選定事業者リスクになっていますが発生頻度等が予見、予知をする事が不可能であるため過大なリスク金額を入札金額に見込むことになり、入札参加の可否に関わります。発生ごとに県の負担としていただきたい。	No.65の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
82	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表 修繕リスク	24	39					卒園児童の個室の原状回復工事は、修繕費用が高額になりますので事業対象外としてください。	No.65の回答を参照してください。
83	実施方針	意見	修繕リスク	24	39					児童の支援業務の過程で生じる破損等の修繕リスクは事業者リスクとなっていますが、事象の発生頻度や金額が想定できないため、県の費用負担で備品管理することが合理的と考えます。そのため、当該リスクは県のリスク分担としてください。	No.65の回答を参照してください。
84	実施方針	意見	別表1 リスク分担表	24	39					維持管理業務に関する什器・備品等の破損のリスク(日常の使用によるもの)の修繕費は、頻度が全く不明ですので、事業者リスクではなく、県のリスクとして頂けますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
85	実施方針	質問	維持管理段階におけるリスク	24						37,38の破損リスク、39の修繕リスクについては、県負担に変更していただくことは可能でしょうか？事業者負担で変更無しということであれば、過去複数年間の破損、修繕、更新の内容、件数、発生費用を開示いただくことは可能でしょうか？また、発生見込み件数、発生費用予想を開示いただくことは可能でしょうか？不確定要素の為、上限金額を設定し、上限金額を超過した場合は、県より別途精算することを検討いただくことは可能でしょうか？	No.65の回答を参照してください。 (実施方針p.24_No.38を修正しました。)
86	実施方針	質問	施設損傷リスク	24						第三者による施設損傷に関するリスクは、県または選定事業者のどちらが負担するのでしょうか。	第三者が特定できる場合には、第三者に費用を請求します。 第三者が特定できない場合の詳細については、入札公告時にお示しします。
87	実施方針	質問	人材確保リスク	24						現在の業務に必要とされている人員数を教えていただけますでしょうか。	清掃委託業務は月・水・金曜日に3名(障害者雇用含む)。その他維持管理業務については都度発注しており、受託事業者側で必要な人員で作業をしています。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
88	実施方針	質問	備品更新リスク	24						現状の、破損に伴う備品・盗難・紛失に伴う備品更新の費用を教えてくださいいただけますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
89	実施方針	質問	修繕リスク	24						現状の、施設破損等に伴う修繕費用を教えてくださいいただけますでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
90	実施方針	質問	備品更新リスク	24						維持管理業務に関する什器・備品等の破損(日常の使用によるもの)に伴う備品更新に、現在かかっている費用をお教えてください。	No.65の回答を参照してください。
91	実施方針	質問	修繕リスク	24						経年劣化により必要となるものや日常の使用による施設破壊等の修繕に、現在かかっている費用をお教えてください。	現施設全体の修繕費の実績(建築物・建築設備・備品)は、平成29年度で10,535千円、平成30年度で11,763千円です。 なお、実績額は老朽化した現施設のものであることにご留意ください。
92	実施方針	質問	37什器・備品管理リスク	24						什器・備品管理リスクについて、日常の使用による破損リスクが事業者になっていますが、在園者による破損も発生しているとお聞きしました。年間どの程度の破損が発生しているのか、またその復旧費用が年間どの程度かかっているのかをお教えてください。	No.65の回答を参照してください。
93	実施方針	質問	38備品更新リスク	24						37と38のリスクの内容が似通っているように思いますが、37と38の違いについてお教えてください。	(実施方針を修正しました。)
94	実施方針	質問	38備品更新リスク	24						備品更新リスクについて、日常の使用による破損リスクが事業者になっていますが、在園者による破損も発生しているとお聞きしました。これまでどの程度の備品の更新が発生しているのかをお教えてください。	No.65の回答を参照してください。 (実施方針p.24_No.38を修正しました。)

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
95	実施方針	質問	39修繕リスク	24						修繕リスクについて、日常の使用による破損リスクが事業者になっていますが、在園者による破損も発生しているとお聞きしました。年間どの程度の破損が発生しているのか、またその復旧費用が年間どの程度かかっているのかをお教えてください。	No.65の回答を参照してください。
96	実施方針	質問	別紙1 共通リスクについて	24						「共通リスク」との事なので、各段階におけるリスクにも適応されると考えて差し支え無いでしょうか。例えば、「不可抗力リスク」は維持管理段階にも適用される等。	ご理解のとおりです。「不可抗力リスク」の分担は維持管理段階においても適用されます。
97	実施方針	質問	別紙1 施設損傷リスクについて	24						施設により第三者に与えたケガ(タイルが落下し、第三者にあたりケガをする等)の保証方法についてご教示ください。	事業者の責に帰すべき事由により生じたものについては事業者が負担してください。
98	実施方針	意見	維持管理段階におけるリスク	24						37,38の破損リスク、39の修繕リスクについては、不確定要素を長期間で予測で設定する必要があり、貴県への提案がコスト的に高額にせざる得ません。コストメリットの観点から、リスク分担を県へ変更する検討をお願い致します。仮に事業者負担意向を継続するなら、事業者の対応可能な取替、修繕費用の上限値を設定、上限超過の場合は県にて負担する検討をお願い致します。また、過去複数年間における破損、修繕、更新実績(内容、件数、発生費用)を開示していただけないと事業者サイドでのリスクテイク検討は困難であると思料致します。	No.65の回答を参照してください。(実施方針p.24_No.38を修正しました。)

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
99	実施方針	意見	備品更新リスク	24						維持管理業務に関する什器・備品等の破損(日常の使用によるもの)に伴う備品更新は、更新しなければならない破損の程度と頻度が分かりにくいいため、費用が想定し難く余裕をもった費用算定となると思われます。事業費に算入せず、更新が必要であれば、その都度見積を提出し更新とする方式とはならないでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
100	実施方針	意見	修繕リスク	24						経年劣化により必要になるものや日常の使用による施設破壊等の修繕は、修繕しなければならない破損の程度と頻度が分かりにくいいため、費用が想定し難く余裕をもった費用算定となると思われます。事業費に算入せず、修繕が必要であれば、その都度見積を提出し修繕とする方式とはならないでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
101	実施方針	意見	修繕リスク	24						児童の支援業務の過程で生じる破損等は選定事業者のリスク分担となっております。事業者側における事前の予測が困難な事象であり、また当該コストの発生は安定した事業遂行へ大きな影響を与えることとなりますため、当該リスクは貴県のご負担としていただけますようお願いいたします。	No.65の回答を参照してください。
102	実施方針	質問	別紙1 リスク分担表	25						No.39 修繕リスクのうち、※5で「日常の使用には、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象を含むものとする。」と記載があります。過年度において発生した日常の使用による修繕業務、修繕発生事由およびそれにかかった費用をお示しいただけないでしょうか。	No.65の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
103	実施方針	質問	別紙1 ※2	25						No12「不可抗力リスク」備考欄「※2」に関する当該注記にて「一定金額以下は選定事業者負担・・・」とあります。具体的な金額が設定されておりましたら、開示願います。	入札公告時にお示しします。
104	実施方針	質問	別紙1 ※5	25						児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象に関し、修繕などを行った場合の費用は貴県に請求できるのでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
105	実施方針	意見	別紙1 リスク分担表	25						No.39 修繕リスクのうち、※5で「日常の使用には、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象を含むものとする。」と記載があります。現地説明会でも事業者が事前に想定しえない破損等の修繕の形跡が散見されましたので、事業者としては見通しが立たず、修繕リスクは負いきれません。事業者は修繕業務を行います。修繕費用は貴県にて負担していただくようお願いいたします。	No.65の回答を参照してください。
106	実施方針	意見	現況図CADデータ	—						計画を進めるにあたって、敷地と既存建物の形状が確認できる図面のCADデータが必要になります。データの公表の予定と時期をご教示ください。	過去に敷地内で実施した工事の際に作成した敷地図を入札公告後に参考図として希望者に提供します。
107	実施方針	質問	全般							設計、建築、管理維持業者とのPFI事業提携を図るため1/10説明会出席企業の公表をお願い致します。	当該説明会については、出席企業を公表する前提ではなかったため、公表はできません。なお、次回以降の説明会ではご意見を踏まえ検討します。
108	実施方針	質問	説明会の参加者について							説明会に参加した事業者名を公表していただけないでしょうか。	No.107の回答を参照してください。
109	実施方針	質問	該当ページ無し							定量的な点数は施設整備費および維持管理業務費双方が勘案されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
110	実施方針	質問	該当ページ無し						貴県が引渡し時に本施設に対しかける保険がありましたら、ご教示ください。	公益財団法人都道府県センターの建物共済に加入予定です。
111	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧	1	44				保存→維持管理対象となる既存施設は、No.2小規模グループケア棟、No.3、5職員棟、No.20多目的ホール、No.44プールサイド附属建物の合計5棟のみでしょうか。また、維持管理の業務内容を教えて頂けないでしょうか。	<p>保存・維持管理対象となる既存施設の棟数については、ご理解のとおりです。</p> <p>なお、既存施設の大規模修繕については、県が行いますが、事業者が行う維持管理業務の内容は以下のとおりを想定しています。詳細については、入札公告後にお示しします。</p> <p>&lt;多目的ホール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ・玄関ホール・多目的室の清掃および照明・空調・トイレ等の日常の使用環境を維持するための修繕等</li> </ul> <p>&lt;小規模グループケア棟および職員棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明・空調・トイレ等の日常の使用環境を維持するための修繕等</li> </ul> <p>&lt;プールサイド附属建物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明・空調・トイレ等の日常の使用環境を維持するための修繕等</li> </ul> <p>(プール設備のメンテナンスは県が行います)</p>

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
112	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧	1	44					保存→維持管理対象となる既存施設については、外部鉄部塗装、修繕を行われた状態で事業者が維持管理を行うか、現状のまま修繕等が行われていない状態か？ 現在、修繕・更新を計画されているものがあれば開示してください。また、それらは県で実施をされるものと理解してよろしいでしょうか。	当該既存施設については、現状のまま維持管理を行う形になります。 多目的ホールの修繕・更新については、以下の内容を県が実施する計画となっています。 ・令和5年度 外壁 複層仕上塗材（コンクリート下地）更新 ・令和10年度 屋根 カラー溶融亜鉛メッキ鋼板葺きおよび折板葺き更新
113	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					プール及びプールサイド附属建物の図面等を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示します。
114	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					プール及びプールサイド附属建物の現在の維持管理業務の業務内容を教えてください。	プールフェンスの修繕、プールコンクリート部分の落ち葉清掃高圧洗浄、プール汚水槽の点検等になります。
115	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					プールの利用時期を教えてください。また、使用前に施設側で清掃を行っているのでしょうか。また、利用しない期間はプールの水は抜いていますか。	7～8月に利用します。 使用前の清掃は県側で行います。 プールの水は防火水槽という位置付けであり抜いていません。
116	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					附属建物には男女更衣室、男女トイレなどがあり、事業者で清掃を行うのでしょうか。また、清掃を行うのはプール使用期間中のみでよろしいでしょうか。	プールおよび附属建物の清掃は県側で行います。
117	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					ろ過機の台数・メーカー・型番・購入時期・点検報告書及び修繕履歴を教えてください。また、ろ材等の交換部品は県負担ですか。また、保守点検は事業者で行うということでしょうか。	プール設備のメンテナンスは県側で対応します。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
118	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					利用期間中の毎日の水質検査、消毒は施設スタッフが行うものと理解してよろしいでしょうか。また、薬剤は県負担ですか。	県側で行います。
119	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					薬注装置のメーカー・型番・購入時期・点検報告書及び修繕履歴を教えてください。また、塩素等薬品類は県が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、No.117の回答を参照してください。後段については、県側で行います。
120	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧 プール	1	44					プール及びプールサイド附属建物が施工された年月、過去の修繕・更新履歴を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
121	要求水準書	質問	別紙2_計画予定位置	1						農場2をエリアFとしていますが、事業者が何か整備を行うのでしょうか。	農場として継続使用しますので、整備の必要はありません。
122	要求水準書	質問	別紙3_インフラ整備状況	1						インフラ現況図(電気)において、ボイラー棟の赤枠で囲んでいる場所を示す赤い文字が読めません。	(別紙3を修正しました。)
123	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧	1						豚舎、牛舎については、現在動物はいなくて建物だけが存在しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧	1						保存→維持管理対象となっている建物について、建築基準法第12条に係る法定点検の対象となるか確認が必要なため、それぞれ建物用途を教えてください。	維持管理対象となる既存建物の用途は以下のとおりです。多目的ホールのみ点検対象とします。 ・小規模グループケア棟→児童福祉施設 ・職員棟→寄宿舍 ・多目的ホール→公会堂又は集会場 ・プールサイド附属建物→水泳場

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
125	要求水準書	質問	別紙4_既存建物一覧	1						保存→維持管理対象となっている建物について、現在維持管理を行っている報告書(消防設備点検など)を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
126	要求水準書	質問	設計・建設・解体撤去期間	2	5	1				既存施設から新施設への引越は全て県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	質問	設計・建設・解体撤去期間	2	5	1				引越にかかる想定期間(日数)を教えてください。	2週間程度を想定しています。
128	要求水準書	質問	維持管理期間	2	5	3				維持管理期間は令和5年10月からとのことですが、10月1日から開始でしょうか。それとも引越が完了してからの業務開始となるのでしょうか。	10月1日から開始です。引越は同日から順次行います。
129	要求水準書	質問	設計・建設・解体撤去期間について	2	5	(1)				「令和5年9月末日までに新施設を県に引き渡し」とありますが、建物登記も全て行き、所有権も全て県の名義にするの理解でよろしいでしょうか。お教えてください。	管理・運営ゾーン、生活・居住ゾーンについては令和5年9月末日までに、その他の施設については令和6年3月末日までに所有権を県に移してください。 なお、完工後業務については業務要求水準書のとおり実施してください。
130	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 職員更衣室	2	8					男女それぞれに10人分のロッカーが必要という理解でよろしいでしょうか。また、ロッカーサイズ:0.5m×1mは3名分の大きさでしょうか。	3人用ロッカーを4台設置とします。 (別紙8_No.8を修正しました。)
131	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 職員更衣室	2	8					ロッカーが3名用×3台では9人分になりますが、3名用×4台を設置することでしょうか。	No.130の回答を参照してください。
132	要求水準書	質問	法令	3	6	(1)				土壌汚染対策法の4条申請は必要でしょうか。また調査の結果、調査・対策工事が必要となった場合の費用負担及び工期延長については、別途追加請求及び工期延長できるものとして考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法の届出の必要性は事業者の提案内容によります。土壌調査の結果により、事業者には大幅な費用負担が発生した場合は県の負担とし、工期延長については協議するものとします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
133	要求水準書	質問	法令	5	6	1				「その他の関連法令等」とありますが、入札公告が公示される令和2年4月時点で公表されている法令であり、それ以降に改定もしくは新設される法令について事業者の費用が発生する場合、維持管理費用の増額の交渉をしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針p22(リスク分担表)5、6、7を参照してください。 本事業に直接かかわるものについては県側としますが、本事業とは直接関わらないものについては事業者が本来負うべきものであるため事業者側の負担とします。
134	要求水準書	質問	条例等	6	6	2				「その他の関連条例等」とありますが、入札公告が公示される令和2年4月時点で公表されている条例であり、それ以降に改定もしくは新設される条例については、維持管理費用の増額の交渉をしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.133の回答を参照してください。
135	要求水準書	質問	別紙8 必要な諸室の要求水準 厨房	6	25					厨房設備について、保守点検・修繕・更新は事業者の業務に含まれますか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書	質問	各種基準・指針等	7	6	3				「その他の関連基準・指針等」とありますが、入札公告が公示される令和2年4月時点で公表されている基準・指針であり、それ以降に改定もしくは新設される基準・指針については、維持管理費用の増額の交渉をしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.133の回答を参照してください。
137	要求水準書	質問	県との調整	7	7					協議会における県及び事業者の構成メンバー・出席者・人数・開催頻度をご教示願います。	構成メンバーは事業者、県事業担当課、近江学園を想定しています。人数・開催頻度については、契約後の調整事項とします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
138	要求水準書	質問	県との調整	7	7					協議会の部会については、本書の該当箇所を参照とありますが、維持管理業務の各業務の部会についての記載がありません。44ページ第31(4)業務範囲ア～ケの各業務を一括して維持管理部会として開催すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	質問	県との調整	7	7					維持管理部会の開催は維持管理業務開始後からでしょうか。	施設整備期間中から開催することを想定しています。
140	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 災害用備蓄庫	7	33					食糧等災害用備蓄品の購入・管理は施設側で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書	質問	事業期間終了時の要求水準	8	9	-2				建物劣化調査報告書の作成において「客観性の確保に配慮した」とありますが、「客観性の確保に配慮」と具体的にどのようなことをいうのかご教示願います。	事業当事者以外の第三者によるものが望ましいですが、事業者報告結果を県の立会いの下現地確認することでも可とします。
142	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 遊具スペース	9	40					要求面積が0となっていますが、事業者の提案によるということでしょうか。	ご理解のとおりです。設置する遊具の大きさに合わせて適切な面積を提案願います。
143	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 屋外トイレ	9	41					車椅子用便所は男女共用で利用するので1穴ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書	質問	別紙8_必要諸室の要求水準	9						現グラウンド陶壁画を「多くの人の目に留まる位置に移設する」とあります。こちらの図面をお示しいただけないでしょうか。 他にも、事業範囲の中で移設や保存する構造物等があれば合わせてお示しいただけないでしょうか。 また上記の構造物について、移設する際に予期せぬ破損を生じる恐れがあります。破損した際の修復は事業者は負わないとの理解で宜しいでしょうか。	陶壁画以外にはモニュメントを現状の位置にて保存する計画とします。別紙8_p9_No.42を参照してください) 破損の場合の修復費用については状況によるため、都度協議によるものとします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
145	要求水準書	質問	インフラ整備状況	10	1	-2	イ	(イ)		計画地までの都市ガス敷設予定はありますか。	ありません。
146	要求水準書	質問	ガス	10	1	2	イ	(イ)		多目的ホールの床暖房用灯油の購入・補充及びプロパンガスの購入・交換は、県負担で行って頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書	質問	インフラ整備状況	10	1	2	イ	(イ)		熱源としてガスを使用しないことは可能でしょうか。	可能です。事業者の提案とします。
148	要求水準書	質問	別紙8 必要な諸室の要求水準 個室	10	45					室数/ユニットが7とありますが、タイプAは8室、タイプBは7室、タイプCは5室ということでしょうか。	別紙8_p.10.No.45の12㎡の個室の数については、ご理解のとおりです。
149	要求水準書	質問	地盤状況	11	1	-2	ウ			別紙7「事業用地盤データ」と設計業務実施時に事業者が実施する地質調査結果において、通常予測不可能な瑕疵(地中障害物等)があった場合のリスクは県のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	通常予測不可能な瑕疵があった場合には県負担とします。詳細は協議とします。
150	要求水準書	質問	埋蔵文化財	11	1	-2	ウ			工事中新たに遺構・遺物が発見され工事計画が変更等がある場合、工事費の追加的費用、工期変更等のリスクは県負担と理解してよろしいでしょうか。	実施方針p23(リスク分担表)「20用地の瑕疵リスク」を参照してください。
151	要求水準書	質問	通信	11	1	2	イ	(カ)		現在の通信事業者はNTT西日本でしょうか。	ご理解のとおりです。
152	要求水準書	質問	電気	11	1	2	イ	(キ)		現在の電力事業者は関西電力でしょうか。	高圧受電は、毎年県側での入札により決まり、本年度は中部電力です。 なお、低圧受電は関西電力です。
153	要求水準書	質問	電気	11	1	2	イ	(キ)		本施設専用受電を行うこと、とありますが、既存施設においても専用受電を行っているのでしょうか。	ボイラー室に電気室があり、専用受電を行っています。
154	要求水準書	質問	テレビ電波	11	1	2	イ	(ク)		地上デジタル、BS、CSの各アンテナは現在はどこに設置されていますか。	各生活棟部分に地上デジタルが個別設置でBS・CSは設置されていません。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
155	要求水準書	質問	通信事業者について	11	1	(2)	イ	(カ)		「現況は通信業者に確認すること」となっておりますが、現在利用されている通信事業者名をお教えください。	No.151の回答を参照してください。
156	要求水準書	質問	電力事業者について	11	1	(2)	イ	(キ)		「現況は電力業者に確認すること」となっておりますが、現在利用されている電力事業者名をお教えください。	No.152の回答を参照してください。
157	要求水準書	質問	測量	11	1	(2)	オ			県が実施を予定している測量範囲および調査の内容につき、事前に開示ください。	測量範囲は敷地外周となります。調査内容については、調査終了後に開示します。
158	要求水準書	質問	現況の通信事業者	11	1	(2)	イ	(カ)		「現況は通信業者に確認」とありますが、具体的な通信事業者名称を開示願います。	No.151の回答を参照してください。
159	要求水準書	質問	測量	11	1	2	オ			「県は、今回計画において令和2年度末までに敷地境界を確定し、確定測量図を準備する予定～」とありますが、プラン検討に必要なため、縮尺の整合した敷地図は事前に提供してもらえますか。	No.106の回答を参照してください。
160	要求水準書	質問	地盤状況	11	1	(2)	ウ			別紙7「事業用地地盤データ」が2箇所です。選定事業者が行う新たな地盤調査により地盤状況に大幅な違いが見られ、想定していた基礎方式に変更が生じた場合、建設費用の変更は認めて頂けるのでしょうか。	協議により決定するものとします。
161	要求水準書	質問	建物規模	12	1	3	ア	(ア)		「延床面積は、入札公告までに公表する」とありますが、想定されている公表時期をご教示ください。	延床面積は7,000㎡程度となります。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
162	要求水準書	質問	ゾーニング	12	1	3	ア	(イ)		診察室、医務室の清掃は、県の方で実施されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	要求水準書	質問	地域性	13	2	-1	ア	(ア)		施設関係者以外の者に対しての地域の賑わいの創出、地域振興ということでしょうか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
164	要求水準書	質問	別紙8 必要書諸室の要求水準	13	62					発達障害ユニットのタイプA,B,C共通で、スタッフ室は2ユニット以上で共有とありますが、タイプCは1ユニットであるため、A,Bいずれかのユニットとのスタッフ室を兼用とし、室面積を $46/2=23$ 加算せよということですか。またはタイプCについては23㎡のスタッフ室を個別に設けて良いよ考えてよろしいか。	タイプCについては23㎡のスタッフ室を単独で設置とします。但し、配置上他のユニットのスタッフ室と兼用できる場合は2ユニットで46㎡と考えます。
165	要求水準書	質問	雪対策	14	2	1	ウ	(工)		過去3年間の本施設エリアの積雪状況(積雪時期・積雪量)について教えてください。	湖南省および周辺の市町に積雪深を観測している地点はありませんが、本施設周辺においては、概ね、年1~2回、若干の積雪があります。
166	要求水準書	質問	雪対策	14	2	1	ウ	(工)		積雪や路面凍結に対する対策として使用する融雪剤は、県の負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書	質問	防犯設備の設定	14	2	(1)	エ	(ア)		「防犯設備を設定し」との記載は、機械警備保障会社の工事および維持管理費を選定事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書	質問	利便性	15	2	1	オ	(ア)		送迎バスは県で運営もしくは委託されて、事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書	質問	防犯カメラ、モニター	15	2	(1)	エ	(ア)		監視範囲の概要にて「ユニット内のモニター(廊下等の共有スペース)」と記載ありますが、「ユニット」とは別紙8必要諸室の要求水準に記載の「ゾーン」または「分類」がユニットの区分けになると考えて差し支え無いでしょうか。概念図があると誤解を招かないと考えます。	ユニットの概念については、「滋賀県立近江学園整備基本計画」のp25を参考にしてください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
170	要求水準書	質問	防犯カメラ、モニター	15	2 (1)	エ	(ア)		監視範囲の概要にて「敷地内施設外部、ユニット外共用部→職員室および各ユニットスタッフ室でモニター監視」と記載ありますが、屋外等の監視カメラ映像を職員室、各ユニットスタッフ室にて同じ映像が監視できるとの理解で差し支え無いでしょうか。概念図があると誤解を招かないと考えます。	ご理解のとおりです。
171	要求水準書	質問	光環境	16	2	オ	(エ)		フロアの照度は、一般の学校と同程度でよろしいでしょうか。	一般の学校と同程度で問題ありません。
172	要求水準書	質問	光環境	16	2 (1)	オ	(エ)		“フロアの照度を調整できる設計”につき、どのような室環境を要望されているか具体例を提示ください。	調光は不要です。児童居室については、保安灯を含めた2段階の切り換えができればよいです。
173	要求水準書	質問	光環境	16	2 (1)	オ	(エ)		「フロアの照度を調整できる設計」との記載について、別紙8必要諸室の要求水準に記載の「調光」とある諸室とは別に全館調光が必要との理解でしょうか。	No.172の回答を参照してください。
174	要求水準書	質問	空気環境	16	2 (1)	オ	(カ)		「空気清浄度を満たす換気システムとすること」との記載について、具体的な要求数値目標がありますでしょうか。ご指示願います。	空気調和設備を設ける場合は、温度、湿度、気流、浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率及びホルムアルデヒドの量について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に示す基準値に適合するものとします。
175	要求水準書	質問	衛生環境	16	2 (1)	オ	(キ)		「特に配慮が必要な機器については十分な検討」との記載について、具体的な機器が不明です。より明確な表現で記載願います。	「児童が直接触れる可能性がある衛生器具等」を示すものとします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
176	要求水準書	質問	音環境	16	2 (1)	オ	(ウ)		別紙8必要諸室の要求水準に記載の遮音・吸音・防音について、具体的な要求数値目標がありますでしょうか。ご指示願います。	特に数値目標はありませんが、参考値として下記の条件程度とします。 一般居室：D-45 (但しプライバシーが求められる一般的居室についてはD-50程度：團長室、会議室等) 各ユニットの個室：D-50～45 各ユニットの静養室：D-55以上 強度行動障害ユニット個室(大)：D-55以上
177	要求水準書	質問	音環境	16	2 (1)	オ	(ウ)		遮音吸音の重要度の高い一部の個室につき仕様を定めるにあたり、要求される具体的な水準を提示ください。(遮音性能や界壁や天井材の構造など)	No.176の回答を参照してください。
178	要求水準書	質問	建築計画	18	2 -2	ア			事業期間中、多目的ホールは長期修繕を実施する予定となっている、と記載されていますが、当該修繕は本事業の業務範囲外で県が実施される理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	質問	建築計画	18	2 -2	ア			事業期間中、多目的ホールは長期修繕を実施する予定となっている、と記載されていますが、当該修繕の実施予定時期をご教示願います。	No.112の回答を参照してください。
180	要求水準書	質問	防犯設備	18	2 (2)	ア	(ア)		「防犯設備にて施設の安全を守ること。(防犯カメラ、人感センサー等機械警備の導入)」と記載ありますが、維持管理業務には警備業務が含まれておりません。警備業務は、貴県にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書	質問	全体計画	18	2 2	ア			事業期間中、多目的ホールは長期修繕を実施する予定とありますが、県が行うという理解でよろしいでしょうか。	No.112の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
182	要求水準書	質問	建物	18	2	2	ア	(ア)		防犯カメラ、人感センサー等機械警備については、警備会社の拠点で遠隔監視を行うのか、施設内の管理事務所でローカル監視を行うのか、現在はどのような管理をしていますでしょうか。	施設内の管理部門でのローカル監視となります。
183	要求水準書	質問	動線	18	2	2	ア	(ウ)		通学する児童は各ユニットに乗りつけられた送迎バスに乘車するのでしょうか。	学園内の一か所に集まって乗車します。
184	要求水準書	質問	多目的ホールについて	18	2	(2)	ア			「多目的ホールは長期修繕を実施する予定であり、そのための動線に配慮すること」とありますが、多目的ホールの平面図・立面図・断面図を提供してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
185	要求水準書	質問	建設計画地について	18	2	(2)	ア			エリアA,B,C,Dのおおよその敷地レベルの高低差を教えてください。	A=±0とした場合、B=-5,500程度、C=+100~300程度、D=+1,500~2,000程度と仮定します。 あくまで提案用の仮定であり、実測は詳細設計時に事業者が行うこととします。
186	要求水準書	質問	全体計画	18	2	2	ア			内装、外装ともに木質化することが望ましいでしょうか。	耐久性等を考慮の上でご提案ください。なお、審査基準については入札公告時にお示しします。
187	要求水準書	質問	建物	18	2	2	ア	(ア)		2階以上の児童居室の落下防止策は、通常想定しうる対策でよろしいでしょうか。	現段階としては、通常想定しうる対策で結構です。
188	要求水準書	質問	多目的ホールの修繕時期について	18	2	(2)	ア			「事業期間中、多目的ホールは長期修繕を実施する予定」とありますが、具体的な期間は決まっていますでしょうか。お教えてください。	No.112の回答を参照してください。
189	要求水準書	質問	エリアB	18	2	(2)	ア			エリアBは作業・活動ゾーンとなっていますが、別紙2計画予定位置では個別協議と記載されています。比較的早い段階で工事に着手できるという認識でよろしいでしょうか。お教えてください。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
190	要求水準書	質問	仮設グラウンド	19	2	-2	ア	(カ)		仮設グラウンドの仕様は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書	質問	仮設グラウンド	19	2	2	ア	(カ)		仮設グラウンドは周囲をフェンスかネットで囲う必要がありますか。	学園内の道路に面している箇所については、フェンスかネットを設置することが望ましいものとします。
192	要求水準書	質問	仮設グラウンド	19	2	2	ア	(カ)		仮設グラウンドとして整備するエリアの詳細な範囲については、事業者の提案によるのでしょうか。	別紙5既存建物配置図5番の職員棟南側の駐車場と学園内道路に囲まれたエリアが仮設グラウンドの範囲になります。
193	要求水準書	質問	生活・居住ゾーン	20	2	2	ウ	(イ)		生活・居住ゾーンにて、壁紙不使用とありますが、内装仕上げとして壁・天井ともビニルクロス等の壁紙は使用してはいけないとの理解でよろしいでしょうか。	児童の手が触れる範囲については壁紙類の使用は不可です。仕上げ材の表面を剥いだりめくったりできないような材料選定を求めます。
194	要求水準書	質問	生活・居住ゾーンでの特記事項	20	2	2	ウ	(イ)		「・冷暖房設備」「・換気設備」とありますが、文章に続きがあると思われるので続きの文章を開示してください。	冷暖房設備および換気設備を設置するという意味になります。(業務要求水準書(案)を修正しました。)
195	要求水準書	質問	強度行動障害ユニットの特記事項	20	2	2	ウ	(エ)		「各居室からの音が低減する仕様」とは、どの程度の防音対策を想定していますでしょうか。	No.176の回答を参照してください。
196	要求水準書	質問	生活・居住ゾーンの特記	20	2	(2)	ウ	(イ)		生活・居住ゾーンの特記にて「エアコンや照明は凹凸部をなくしフラットに設置する」との記載について、凹凸の限界数値がありましたら、許容値を開示願います。	特に許容限界値は設けていませんが、よじ登る際の手掛かり・足掛かりにならないよう、また壊されにくいよう、配慮することとします。
197	要求水準書	質問	諸室一覧の特記事項	21	2	-2	ウ	(カ)		基準となる施設全体の総床面積の規模をご教授願います。	No.161の回答を参照してください。
198	要求水準書	質問	諸室一覧の特記事項	21	2	-2	ウ	(カ)		別紙9「什器・備品リスト」の公表の時期をご教示願います。	入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
199	要求水準書	質問	強度行動障害ユニットの特記事項	21	2	2	ウ	(工)		児童の居室の窓はカーテンを使わずに遮光が可能とありますが、入居する児童に合わせて遮光が選択可能な仕組みにするということでしょうか。	入居する児童の障害特性に関わらず、ユニット内の児童居室は全てそのような仕組みとします。
200	要求水準書	質問	強度行動障害ユニットの特記事項	21	2	2	ウ	(工)		「丸洗いできる部屋…(部屋の中に排水口などを設置し、汚物洗浄などが容易にできる素材を使用する)」とありますが、部屋が汚物で汚れた場合の清掃は施設スタッフで行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書	質問	諸室一覧の特記事項	21	2	2	ウ	(カ)		施設全体の総床面積は、「別紙8_必要諸室の要求水準」に記載されている諸室以外に事業者として必要な諸室(維持管理業務用の控室・資機材置場等)を踏まえた上での総床面積を想定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書	質問	諸室一覧の特記事項	21	2	2	ウ	(カ)		新規購入または移設品の区分は別紙9「什器・備品リスト」によるとありますが、移設品の場合、メーカー名・購入日等を開示してください。	設計上配慮が必要なものについては入札公告時に寸法等をお示しします。
203	要求水準書	質問	別紙9の所在	21	2	(2)	ウ	(カ)		諸室一覧に記載の別紙9「什器・備品リスト」のデータが見当たりません。開示願います。	入札公告時にお示しします。
204	要求水準書	質問	構造種別について	22	2	(3)	ア			構造種別について記述がありませんが、任意に選定してよろしいでしょうか。	イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス容易性等を考慮した上での提案であれば問題ありません。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
205	要求水準書	質問	電気設備	22	2	4	ア	(ア)		電力量計の設置が必要な箇所を具体的に開示してください。	今回計画建物および多目的ホール(No.20)、プールサイド附属建物(No.44)を含めて1つとします。既存棟の内、小規模グループケア棟(No.2)及び職員棟(No.3、5)については既存のまま低圧引込を維持することとします。(業務要求水準書(案)を修正しました。)
206	要求水準書	質問	電力量計の設置個所、個数について	22	2	(4)	ア	(ア)		「電力量計を必要箇所に設置すること」とありますが、貴県が考えておられる必要箇所をお教えてください。	No.205の回答を参照してください。
207	要求水準書	質問	電力の計量	22	2	(4)	ア	(ア)		「電力量計を必要箇所に設置すること」と記載がありますが、別紙8必要諸室の要求水準に記載の「ゾーン」または「分類」がユニットの区分け等で私設メーターを設け、メーター毎に費用負担するとの考え方でしょうか。それとも省エネルギーの観点での計量でしょうか。計量目的が不明なため、具体的な計量の考えた方をご教示願います。	No.205の回答を参照してください。
208	要求水準書	質問	自家用発電設備	23	2	4	ア	(イ)	d	停電送電用の予備電源装置を設置することとありますが、非常用で防災用と保安用を兼務するものを設置するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書	質問	自家用発電設備	23	2	4	ア	(イ)	d	自家用発電設備の対象とする施設は事業者が新たに整備する施設と多目的ホールのみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書	質問	構内交換設備	24	2	4	ア	(イ)	f	内線電話が必要な部屋を具体的に開示してください。	生活・居住ゾーンのユニット内はスタッフ室に、それ以外のゾーンは、原則として、机・椅子を設置する全ての部屋および厨房に設置してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
211	要求水準書	質問	構内情報通信網設備	24	2	4	ア	(イ)	g	Wi-Fiについては、現在は設置されているのでしょうか。	設置しています。Wi-Fiは県が整備します。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
212	要求水準書	質問	構内情報通信網設備	24	2	4	ア	(イ)	g	Wi-Fi環境を館内全域に設置とありますが、既存施設は含まないという理解でよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照してください。
213	要求水準書	質問	防犯管理設備	24	2	4	ア	(イ)	l	既存施設については、現状防犯設備の設置はありませんでしょうか。また、新たに整備は必要ないという理解でよろしいですか。	既存施設には、防犯設備はありません。解体撤去しない既存施設には、新たな整備は必要ありません。
214	要求水準書	質問	WiFi環境	24	2	(4)	ア	(イ)	g	「館内全域にWi-Fi環境を設置」との記載について、職員のみ利用のセキュリティが掛かった設備と考えて差し支え無いでしょうか。	No.211の回答を参照してください。
215	要求水準書	質問	テレビ共同受信	24	2	(4)	ア	(イ)	k	「全ての居室に・・・商業放送および映像表示設備と連携した館内共聴設備を整備すること」との記載について、「映像表示設備」は、職員室に設置するPC、DVDプレーヤー等が映像発信源との理解で差し支え無いでしょうか。	ご指摘の箇所は、地上波が見ればよいという意味です。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
216	要求水準書	質問	雷保護設備	24	2	(4)	ア	(イ)	e	新築計画の建物高さを根拠として法的に不要となる場合、雷保護設備は不要と判断してよろしいでしょうか？	事業者の提案とします。
217	要求水準書	質問	空調設備	25	2	4	イ	(イ)	b	現地見学会の時に、生活棟の建物屋外にある空調室外機がフェンスで囲われた状態であることを確認しましたが、新施設についても屋外に設置する場合には同様に室外機をフェンスで囲う必要があるのでしょうか。	児童の安全が最優先と考えていただき、フェンス等の対策は事業者の提案によるものとします。
218	要求水準書	質問	自動火災報知設備	25	2	4	ア	(イ)	m	「児童のいたずら防止等に配慮」とありますが、通常想定しうるいたずらへの対策でよろしいでしょうか。	よくある行為としては、ボタンを押す、スプリンクラーや消火器等に触れる等です。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
219	要求水準書	質問	排水設備	26	2	4	ウ	(イ)	b	「地下水を利用する場合は、…」とありますが、現在地下水の利用があるのであれば、利用場所を教えてください。 また、水質検査の結果を開示してください。	現在利用していません。今後の利用については事業者の提案とします。
220	要求水準書	質問	排水設備	26	2	4	ウ	(イ)	b	「地下水を利用する場合は、…」とありますが、現在の利用目的を教えてください。	No.219の回答を参照してください。
221	要求水準書	質問	衛生器具設備	26	2	4	ウ	(イ)	d	洋式便器に暖房便座の設置の有無は「別紙8_必要諸室の要求水準」による以外は必要ないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書	質問	衛生器具設備	26	2	4	ウ	(イ)	d	洗面器に手洗い石鹸容器(自動もしくは手動)は必要ですか。	不要です。
223	要求水準書	質問	グラウンド	27	2	5	エ			「フットサルコート大のスペースを2面分のスポーツスペースを確保」とあり、また「別紙8_必要諸室の要求水準39外構スポーツスペースの設備欄には1面ごとに防球ネット等で囲う」と記載があります。 スポーツスペース2面の一体的利用は想定しないと考えてよろしいでしょうか。 またグラウンドでの活動はフットサル以外にどのようなものを想定しているかご教示ください。	2面の一体利用を想定しています。2面を仕切るネットは可動式が望ましいと考えています。 フットサル以外の活動は、イベント、お祭り、バスケットボール等です。
224	要求水準書	質問	駐車場・駐輪場	27	2	5	ウ			児童用の駐輪場については、何台分必要でしょうか。	30台分を想定してください。
225	要求水準書	質問	駐車場・駐輪場	27	2	5	ウ			駐輪場については、職員用と来客用それぞれに10台分が必要ということでしょうか。	職員用と来客用を合わせて10台となります。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
226	要求水準書	質問	グラウンドの整備について	27	2	(5)	エ			グラウンドの整備に必要な遊具の記載はありますが、コートライン等、その他グラウンド面の整備に必要なものをお教えてください。	No.223の回答を参照してください。
227	要求水準書	質問	熱源用灯油タンク	28	2	5	オ			「多目的ホールの東側側面に熱源用灯油タンクがある」とありますが、具体的な配置及び大きさをご教示ください。	多目的ホール東側壁面から3m程度離れた地上に405リットルのタンクが設置されています。
228	要求水準書	質問	グラウンド	28	2	5	エ			遊具については、既存の物は全て撤去し、新しく設置するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	要求水準書	質問	車路、機器等搬入スペース	28	2	5	オ			現在の灯油タンクへの灯油の補充方法を教えてください。	軽トラックのローリー車から補充しています。
230	要求水準書	質問	事業用地内の植栽	28	2	5	カ			現状の事業用地内の植栽図面を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
231	要求水準書	質問	事業用地内の植栽	28	2	5	カ			障害となる樹木の伐採に際しては、事前に説明し施設側の上承を得るとありますが、事前に説明する時期は入札説明会の時と考えてよろしいでしょうか。落札後の場合は、了解が得られず計画変更により費用増になった場合は、県が費用負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	施設側の上承は落札後となります。伐採できない樹木は原則ありませんが、湖南市景観計画において求められている緑地割合を遵守した計画を求めます。
232	要求水準書	質問	別紙8_必要な諸室の要求水準 作品保管展示場	28	130					作品保管展示場について、既存ギャラリーと同程度のとありますが、「別紙4_既存建物一覧」のNO19ソフト棟内にあったギャラリーということではよろしいでしょうか。	別紙4_既存建物一覧のNo.17が既存ギャラリーとなります。
233	要求水準書	質問	解体範囲	29	2	-6	ア			ここという図示とは、別紙5_既存建物配置図と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書	質問	解体範囲	29	2	-6	ア			解体予定建物の図面を公表していただけないでしょうか。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
235	要求水準書	質問	その他	29	2	5	コ			フラッグポールを設置する場所の指定があれば教えてください。また、旗の掲揚は施設スタッフで行うものと理解してよろしいでしょうか。	指定はありません。旗の掲揚はご理解のとおりです。
236	要求水準書	質問	その他	29	2	5	コ			郵便受けを設置する適切な場所とは具体的にどちらでしょうか。また、郵便受けは1箇所よろしいでしょうか。	管理・運営ゾーンの玄関・ホール付近を想定しており、1箇所です。
237	要求水準書	質問	その他	29	2	5	コ			郵便ポストの移設にあたっては、事業者が郵便局と協議を行うのでしょうか。	郵便局との協議は県が行います。
238	要求水準書	質問	解体範囲	29	2	6	ア			保母棟は現在使用されているのでしょうか。	使用しておりません。
239	要求水準書	質問	工事用動線について	29	2	(7)	ア			「工事関係車両は現裏門からの出入りすること」「現裏門から工事エリアにかけて仮囲いを設置すること」との記載がありますが、現裏門から工事エリアへの道路は工事専用とし、在園者の進入はできない様にする計画ということでしょうか。教えてください。	原則としてご理解のとおりとします。工事期間中もプールを利用するため、その期間における安全確保については協議によります。
240	要求水準書	質問	解体範囲	29	2	(6)	ア			解体建屋の見積もりを行う為、解体範囲の建屋図面(基礎、杭含め)について閲覧することは可能でしょうか。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
241	要求水準書	質問	解体範囲	29	2	(6)	ア			施工前には基準に従ってアスベスト状況を調査し適切に処理した上で解体することとありますが、調査する上で必要となるため、既存図を資料開示願います。またレベル1(吹付塗材を含め)については、貴県が事前に調べられている箇所およびそれ以外の箇所について検体分析を伴う調査は必要なしとして宜しいでしょうか。	No.370の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
242	要求水準書	質問	工事用動線	29	2 (7)	ア			工事関係車両は現裏門からのみの出入とするとありますが、工事中の裏門利用は工事関係者のみとし施設利用者は不可でも良いでしょうか(安全上を考慮し)。	原則としてご理解のとおりとします。
243	要求水準書	質問	仮設グラウンド	30	2	8ア	(ア)		仮設グラウンドの整備後の草刈、整地は県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書	質問	多目的ホール	30	2	8ウ			各行事については、全て平日に行われるという理解でよろしいでしょうか。	行事は、平日、休日によらず行います。
245	要求水準書	質問	引越期間について	30	2 (8)	イ			引越の期間をどの程度で考えておられるかをお教えてください。また、引越の費用は貴県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。お教えてください。	引越期間は2週間、費用は県が負担します。
246	要求水準書	質問	引越	30	2 (8)	イ			引越期間中工事を中断することとありますがどの程度の期間、工事の中断を見込む必要があるかご教示願います。	引越期間は、2週間とします。詳細は実際の計画段階で施設配置、搬入動線等を考慮しながら調整することとします。
247	要求水準書	質問	多目的ホール	30	2 (8)	ウ			多目的ホールについて工事中も使用することから工事中の作業音を制限することとあり、行事関係の記載がありますが、どの程度の期間見込む必要があるか不明な行事があります。期間について予定でも良いのでご教示願います(8月児童会行事、8月納涼祭、11月児童会行事、1または2月児童会行事)。	各行事は、準備、本番、片付けとあり、本番時のみに作業音を制限することを求めます。本番は、数時間～半日程度。詳細は実際の計画段階で調整することとします。
248	要求水準書	質問	引越	30	2 (8)	イ			引越し費用の負担は県と考えてよろしいでしょうか。	No.245の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
249	要求水準書	質問	児童の長期休暇期間	31	2	(8)	キ			児童の長期休暇期間が示されており、配慮が必要とされております。どのような事に配慮すればよろしいのでしょうか。	長期休暇期間中は施設内に終日児童がいるため、やむを得ず生活ゾーンを工事車両が通行する場合や大きな音が発生する工事等への配慮が必要となります。長期休暇中に前述のすべての作業が不可となるわけではありませんが、極力最小限にとどめる計画としてください。
250	要求水準書	質問	児童の長期休暇期間	31	2	8	キ			春、夏、冬休み期間中も清掃維持管理業務をする考えでよろしいでしょうか。各休暇期間中は、各施設に何名の児童が残られているのでしょうか。また、県の方は、何名残られるのか教えて下さい。	ご理解のとおりです。一部配慮が必要な児童については作業頻度・内容について協議とします。児童は50名程度が残ります。職員は全員が通常業務を行っています。
251	要求水準書	質問	引越	31	2	8	イ			引越作業に伴い発生する費用は、選定事業者側の負担となるのでしょうか。	No.245の回答を参照してください。
252	要求水準書	質問	児童の長期休暇期間	31	2	8	キ			児童の長期休暇期間に配慮すべき事項とはどのようなものか教えていただけますでしょうか。	No.249の回答を参照してください。
253	要求水準書	質問	児童の長期休暇期間	31	2	(8)	キ			配慮が必要な長期期間として春休み、夏休み、冬休みが記載されておりますが具体的にどのような配慮が必要かご教示願います(工事ができない、騒音振動作業の制限がある等)。	No.249の回答を参照してください。
254	要求水準書	質問	児童の長期休暇期間	31	2	(8)	キ			具体的にどのような配慮が必要と考えられますか。	No.249の回答を参照してください。
255	要求水準書	質問	業務内容	32	3	(2)	ア			事前調査について、工事に伴い建設残土搬出用の土壌調査が必要です。搬出土壌調査の結果、汚染があった場合、追加の土壌調査費、汚染土処分費、工期の延長等について別途協議できるものとして考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示した資料と大幅に相違が生じ、事業者に負担が生じた場合は県の負担とします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
256	要求水準書	質問	要求水準	33	3	(2)	ウ			建設工事着工に先立ち、近隣地区住民への事前調査・建設工事等の説明および調整等は選定事業者が実施するとありますが、家屋調査範囲について貴県が想定されている範囲をご教示願います。	家屋調査範囲については、解体工事にあたり影響が出る範囲と考えていますが、事業者にてご判断ください。 なお、近隣地区の説明についてはNo.265の回答を参照してください。
257	要求水準書	質問	解体・撤去工事	38	3	-5	ウ	(イ)		撤去解体工事の施工計画で想定していない状況とは、どのような事象を想定されているかご教示願います。	地中障害物や想定外のアスベスト使用状況等の解体計画の見直しが必要と思われるものを想定しています。
258	要求水準書	質問	解体・撤去工事	38	3	-5	ウ	(イ)		撤去解体工事の施工計画で想定していない状況があった場合に当該事象が事業者が予測不可能、予知できないような事象であり、解体撤去工事に追加的費用が生じる、あるいは全体工期に影響がある場合のリスクは県が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に示した資料と大幅に相違が生じ、事業者に負担が生じた場合は県の負担とします。
259	要求水準書	質問	電波障害対策	38	3	(5)	ウ	(オ)		「電波障害の障害範囲については対策を行うこと」との記載は建設工事段階を差し、維持管理段階ではないとの理解で差し支え無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	要求水準書	質問	解体・撤去工事	38	3	(5)	ウ	(イ)		整備用地において既存杭等がある場合は撤去することとありますが、新築工事に影響を与えない部分に関しては既存の杭を残置してもよろしいでしょうか。	既存杭の残地は認めません。
261	要求水準書	質問	解体・撤去工事	38	3	(5)	ウ	(イ)		解体撤去について、見積上必要な為、地中埋設物(既存住宅等の基礎又は杭など)が分かる資料を開示願います。また既知となっていない地中障害物について工事中認められた場合は、別途追加請求の対象と考えてよろしいでしょうか。	前段について、入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。 後段について、既知となっていない地中障害物への対策費用については、軽微なものは事業者の負担とします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
262	要求水準書	質問	解体・撤去工事	38	3 (5)	ウ	(イ)		既存建物等についての事前調査としてPCB調査は必要で費用として見込むべきでしょうか。また発見された場合、撤去・一時保管に関する費用について追加請求の対象と考えてよろしいでしょうか。	PCB調査費用は見込んでください。発見された場合の撤去・一時保管費用については、軽微なものは事業者の負担とします。
263	要求水準書	質問	解体・撤去工事	39	3 (5)	ウ	(イ)		既知となっているアスベストの撤去費を見積る為に箇所数や数量(m2)関係が見積できる図面、資料についてありますでしょうか。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
264	要求水準書	質問	近隣説明について	40	3 (5)	ウ	(オ)		「選定事業者が行う近隣説明範囲は、建設業務に関する事項とすること」との記載がありますが、「近隣説明範囲は建設業務に関する事項」という言葉の意味が理解できません。「近隣説明の業務は建設業務に含んでいる」ということでしょうか。お教えてください。	意味はご理解のとおりです。(業務要求水準書(案)を修正しました。)
265	要求水準書	質問	近隣説明の範囲について	40	3 (5)	ウ	(オ)		貴県が考えておられる近隣説明範囲をお教えてください。	湖南市東寺、西寺および石部南の自治会への説明を予定しています。
266	要求水準書	質問	建設に伴う近隣対応・対策	40	3 (5)	ウ	(オ)		近隣設説明範囲について貴県が想定されている範囲をご教示願います。	No.265の回答を参照してください。
267	要求水準書	質問	シックハウス対策の検査	41	3 (6)	ウ	(ア)	a	本施設におけるホルムアルデヒドおよび揮発性有機化合物の室内濃度を測定しとありますが、必要な部屋および箇所数等についてご教示願います。また騒音測定(床衝撃音レベル測定、住戸内測定騒音)などは必要でしょうか。必要な場合、部屋および箇所数について合わせてご教示願います。	ホルムアルデヒド等の室内濃度測定については、「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(平成24年4月5日国営整第4号)に基づき実施願います。また、騒音測定は必要ありません。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
268	要求水準書	質問	工事完成図書	41	3 (6)	ウ	(ウ)		「工事完成確認に必要な次の工事完成図書を作成し、県に提出した上で、工事完成確認を受けること」とは、竣工図を作成後との理解で差し支え無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	要求水準書	質問	別紙9「什器・備品リスト」	43	3	6ウ	(工)		別紙9「什器・備品リスト」について、公表資料にはありませんでしたが、今後ご提示いただくと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示します。
270	要求水準書	質問	業務を担当する従業員の配置	44	1 (5)				説明会にて、現在の施設では職員の方が宿直ではなく夜勤で児童へ対応されているとのことでしたが、現在想定されている新施設の維持管理業務の勤務体制(常勤等、勤務時間、長期休暇期間中の体制)について、お示しいただけないでしょうか。	常駐することは求めておりません。維持管理業務の勤務体制については、事業者側の提案とします。
271	要求水準書	質問	維持管理に関する基本的な考え方	44	1	1			「選定事業者は、滋賀県立近江学園整備基本計画に基づき、本施設を維持管理すること。」とありますが、この基本計画とは2018年3月に公表された「滋賀県立近江学園整備基本計画」のことを指しますか。この基本計画には維持管理に関する記載が見受けられませんが、別の基本計画があるのでしょうか。	「滋賀県立近江学園整備基本計画」における基本方針等を理解の上、維持管理をしていただくという意味になります。
272	要求水準書	質問	対象施設	44	1	2			「維持管理区域内」とは、別紙2_計画予 positioning 図の敷地境界線(破線)内のエリアという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	要求水準書	質問	維持管理期間	44	1	3イ			事業開始から令和5年9月30日までの既存施設の維持管理については、県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
274	要求水準書	質問	業務範囲	44	1	4				業務範囲のA～クは県内外業者を予定していますが、県で各業務の指定業者があれば教えて下さい。	指定はありません。
275	要求水準書	質問	総括責任者および業務責任者	44	1	5	ア			総括責任者および業務責任者は非常駐で構わないでしょうか。	非常駐でも問題ありません。
276	要求水準書	質問	維持管理期間中の公共料金	44						維持管理期間中の電気、水道、ガス料金の負担は県と考えるとよろしいでしょうか。	県の負担とします。
277	要求水準書	質問	(水準)長期修繕計画	46	3	(7)	ア	(ウ)		長期修繕計画は何年の期間の計画書を作成すればいいですか。又、既存施設も必要ですか。	前段については、事業期間終了後30年間です。後段については、既存施設も必要となります。
278	要求水準書	質問	用語の定義(定期清掃)	48	2	1				例として「施設内外の床洗浄…等」とありますが、対象範囲は日常清掃の実施範囲と同じという理解でよろしいでしょうか。	事業者の清掃対象外となる箇所も含め、施設全体が実施範囲となります。
279	要求水準書	質問	(水準)設備・什器備品の更新・修繕	49	2	(2)				陶芸用電気釜や木工用電気ノコギリ等の什器備品の更新・修繕も維持管理費用に含まれますか。	含まれません。
280	要求水準書	質問	(水準)基本方針 業務の対象	49	2	(3)	ア			既存施設には長期修繕計画がありますか。又、中～大規模修繕も維持管理費用に含まれますか。	多目的ホールについては、長期修繕計画があります。 No.111およびNo.112の回答を参照してください。
281	要求水準書	質問	緊急修繕業務	49	2	(3)	イ	(オ)		修繕業務は定義されておりますが、緊急修繕業務は定義されておられませんので、お示しいただけないでしょうか。	No.292の回答を参照してください。
282	要求水準書	質問	基本方針	49	2	2				業務の実施時間帯の設定に当たっては、事前に協議を行うとありますが、日常清掃・定期清掃の実施時間帯によっては配置する人員数が変わってきます(例えば、2時間で作業するのと4時間で作業するのでは単純に短い時間の方が多くの人員が必要になります)。維持管理費用の算出に関わりますので、想定される作業可能時間帯の提示をお願いします。	作業可能時間は、 ・生活居住ゾーン:月～金曜日9時30分～15時まで ・その他のゾーン:月～金曜日8時30分～17時15分まで。 ※長期休暇期間については、No.250の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
283	要求水準書	質問	基本方針	49	2	2				物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。とありますが、既存施設の維持管理対象施設において現在、修繕・更新を計画されているものがあれば開示してください。また、それらについては県で修繕・更新を実施をされるものと理解してよろしいでしょうか。	No.111およびNo.112の回答を参照してください。
284	要求水準書	質問	基本方針	49	2	2				物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。とありますが、既存施設の維持管理対象施設において現在、危険・障害等が発生されている箇所があれば開示してください。また、それらについては県で修繕・更新を実施をされるものと理解してよろしいでしょうか。	現在、危険・障害等が発生している箇所は特にありません。
285	要求水準書	質問	業務の対象	49	2	3	ア			既存施設の図面等対象範囲が分かる資料を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
286	要求水準書	質問	法定点検	49	2	3	イ	(ウ)		建物用途としては、滋賀県建築基準法等施行細則で規定する「政令第115条の3第一号に規定する児童福祉施設等」に該当するという理解でよろしいでしょうか。 また、建物規模が定期報告の規定に該当しない場合は、点検対象外でしょうか。	ご理解のとおりです。
287	要求水準書	質問	法定点検	49	2	3	イ	(ウ)		別紙4 既存建物一覧の維持管理対象とする建物について、建物用途を教えてください。 また、建築基準法第12条の点検報告の規定対象外の建物は点検対象外でよろしいでしょうか。	前段については、No.124の回答を参照してください。後段については、ご理解のとおりです。
288	要求水準書	質問	緊急修繕業務	49	2	3	イ	(オ)		利用者、不審者が故意・過失で破損した場合の修繕・更新費用は、県の方で都度負担をして頂けるのでしょうか。	No.65およびNo.86の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
289	要求水準書	意見	緊急修繕業務	49	2	3	イ	(オ)		利用者等の故意・過失で生じた破損についての修繕・更新は、長期的に予測不可能であり、無制限に対処する事は事業者の破綻につながる大変危険なリスクとなります。事業対象外として頂きたい。	No.65の回答を参照してください。
290	要求水準書	質問	日常(巡視)保守点検業務	49	第3	2	(3)	イ	(ア)	当該業務、人員常駐義務はございますでしょうか？常駐せずとも、日常巡視頻度は、毎日でしょうか？1日何回実施するイメージでしょうか？週間、月間、最低〇日以上必要か等、業務実行のイメージをご教示お願いできますでしょうか？	常駐義務はありません。日常巡視頻度は、平日に1日1回以上を想定しています。
291	要求水準書	質問	クレーム対応	49	第3	2	(3)	イ	(エ)	事業者にクレームをする主体者は、近江学園職員という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
292	要求水準書	質問	緊急修繕業務	49	第3	2	(3)	イ	(オ)	緊急というのはどの程度の時間軸でしょうか？破損連絡から〇時間、〇日以内に現場視察、〇日以内に修繕完了の必要性があるかのイメージをご教示お願いできますでしょうか？過去数年間の修繕実績もご教示お願いできますでしょうか？	原則として、一両日中を想定しています。緊急とは、水廻りの故障、鍵関係を想定しています。修繕実績については、No.65の回答を参照してください。
293	要求水準書	質問	業務の対象	50	2	4	ア			既存施設の各種建築設備の機器仕様・設置状況が分かるを資料(図面等)を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定です。詳細は入札公告時にお示しします。
294	要求水準書	質問	緊急修繕業務	51	2	(4)	イ	(カ)		不審者の故意・過失で生じた破損について、事業者で実施したうえで、費用負担(保険対応含め)は貴県にてご負担いただくという理解で宜しいでしょうか。	No.86の回答を参照してください。
295	要求水準書	質問	法定点検	51	2	4	イ	(イ)		既存施設の法定点検の過去の点検報告書を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
296	要求水準書	質問	定期点検	51	2	4	イ	(ウ)		既存施設の定期点検の過去の点検報告書を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
297	要求水準書	意見	緊急修繕業務	51	2	4	イ	(カ)		児童等の故意・過失で生じた破損についての修繕・更新は、長期的に予測不可能であり、無制限に対処する事は事業者の破綻につながる大変危険なリスクとなります。事業対象外として頂きたい。	No.65の回答を参照してください。
298	要求水準書	質問	緊急修繕業務	51	第3	2	(4)	イ	(カ)	緊急というのはどの程度の時間軸でしょうか？破損連絡から〇時間、〇日以内に現場視察、〇日以内に修繕完了の必要性があるかのイメージをご教示お願いできますでしょうか？過去数年間の修繕実績もご教示お願いできますでしょうか？	No.292の回答を参照してください。
299	要求水準書	質問	動力設備・受変電設備・自家発電設備	52	2	4	ウ	(イ)		既存の自家用電気工作物の単線結線図等を開示してください。また、既設の電気工作物は継続使用するのでしょうか。	別紙3に単線結線図を追加します。既設の電気工作物は継続使用しません。
300	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	2	(5)	ウ	(ウ)		消耗品の保守管理は、事業者が購入することになっておりますので、過年度の購入実績をお示しいただけないでしょうか。	事業者で負担する消耗品は清掃用具、洗剤等の資機材等を想定しています。それらの消耗品は事業者による清掃時に点検・補充を行う形となります。トイレットペーパーは県の負担とします。(業務要求水準書(案)を修正しました。)
301	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	2	(5)	ウ			「児童の支援に必要な消耗品を適宜、選定事業者が購入し、在庫を適切に管理し不足がないようにすること。」とされております。施設の運営は貴県にて実施されるとのことですので、現施設での消耗品の使用状況および購入状況をお示しいただけないでしょうか。	児童の支援に必要な消耗品は県負担とします。(業務要求水準書(案)を修正しました。)
302	要求水準書	質問	業務の対象	53	2	5	ア			別紙9「什器・備品リスト」に示していない備品とは、事業者の提案によって設置する什器・備品ということでしょうか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
303	要求水準書	質問	業務の対象	53	2	5	ア			リースで調達される備品とは具体的にどのような備品でしょうか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
304	要求水準書	質問	業務の対象	53	2	5	ア			既存施設の什器・備品は業務対象外という理解でよろしいでしょうか。含まれる場合、既存施設における什器・備品リスト(購入時期・メーカー等含む)を開示してください。	既存施設の什器・備品で業務対象となるものは、入札公告時にお示しします。
305	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	2	5	ウ	(イ)		「児童の支援に必要な消耗品を…」とありますが、具体的な品目と必要な数量を開示してください。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
306	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	2	5	ウ	(イ)		「児童の支援に必要な消耗品」の内容を教えてくださいませんか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
307	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	2	(5)	ウ	(イ)		備品等保守管理業務のうち、児童の支援に必要な消耗品とは具体的にはどのようなものが該当しますか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
308	要求水準書	質問	什器・備品の保守管理	53	第3	2	(5)	ウ	(ア)	良好な状態ということは、「通常で使用可能な状態」というイメージでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
309	要求水準書	質問	消耗品の保守管理	53	第3	2	(5)	ウ	(イ)	消耗品については、どのような対象物でしょうか？消耗品は、施設管理事務所に到着、個々の使用場所へは、職員様へお願いできるイメージでしょうか？在庫の減少状態は、職員様からご連絡いただけるのでしょうか？過去数年間でどれだけ消費し、今後どれだけ消費予定であるかはご教示いただけますでしょうか？使用見込みの中で、一定量、一定金額以上は、県と別途精算というご検討は可能でしょうか？	No.300の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
310	要求水準書	意見	什器・備品の保守管理	53	第3	2	(5)	ウ	(ア)	什器備品の修繕、更新等は、不確定要素を長期間で予測で設定する必要があり、貴県への提案がコスト的に高額にせざる得ません。コストメリットの観点から、発生した費用については別途精算とし貴県にて負担いただくことを検討お願い致します。仮に事業者への負担意向を継続するなら、事業者の対応可能な更新、修繕費用の上限値を設定、上限超過の場合は別途貴県にて負担する検討をお願い致します。	No.65の回答を参照してください。
311	要求水準書	意見	消耗品の保守管理	53	第3	2	(5)	ウ	(イ)	消耗品の使用見込みについては、不確定要素を長期間で予測で設定する必要があり、貴県への提案がコスト的に高額にせざる得ません。コストメリットの観点から、発生した費用については別途精算とし貴県にて負担いただくことを検討お願い致します。仮に事業者への負担意向を継続するなら、事業者の対応可能な量、購入費用の上限値を設定、上限超過の場合は別途貴県にて負担する検討をお願い致します。	No.300の回答を参照してください。
312	要求水準書	質問	修繕・更新業務	54	2	(7)				既存建物の修繕・更新業務も含まれているとの認識でよろしかったでしょうか。 新築施設の修繕・更新業務に比べ、既存施設の修繕・更新業務は事業者にとって、想定外のリスクを負いかねません。貴県にて策定の修繕・更新計画がありましたら、お示しいただけないでしょうか。 また修繕・更新計画がない場合は、従前の管理履歴をお示しいただけないでしょうか。	No.111およびNo.112の回答を参照してください。
313	要求水準書	質問	修繕・更新業務	54	2	7				大規模修繕については、事業対象外という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
314	要求水準書	質問	業務の対象	54	2	7	ア			業務の対象は維持管理区域内の施設とするとありますが、既存施設も対象に含まれるのでしょうか。その場合、既存施設の建物ごとの過去の修繕・更新履歴と金額を開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。
315	要求水準書	質問	要求水準	55	2	7	ウ	(カ)	c	既存施設で特殊機材を使用しているものがあれば開示してください。	入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
316	要求水準書	質問	業務の対象	55	2	8	ア			既存施設の環境衛生管理業務の過去の報告書を開示してください。	下記の報告書について、入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。 ・清掃作業報告書 ・ねずみ・外注防除作業報告書
317	要求水準書	質問	業務の方針	55	2	8	イ			本施設がビル管理法の対象施設ではない場合でも、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて環境衛生管理を行うということでしょうか。	・対象施設でない場合は不要です。
318	要求水準書	質問	(水準)清掃業務 業務の対象	56	2	(9)	ア	(ア)		共用部・トイレ・食堂の清掃が平日のみ2日に1回ですが、間違いありませんか。	平日(月～金曜日)週3回とします。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
319	要求水準書	質問	管理・運営ゾーンおよび作業・活動ゾーンの清掃回数	56	2	(9)	ア	(ア)		平日のみ2日に1回と記載されておりますが、土日を挟むと最大で4日間清掃を行わないことも想定されますが、その理解でよろしいでしょうか。	No.318の回答を参照してください。
320	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	(9)	イ			「清掃用具、洗剤等の資機材やトイレトペーパー等の衛生消耗品はすべて選定事業者の負担とすること。」とされておりますので、既存施設での使用状況をお示しいただけないでしょうか。	No.300の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
321	要求水準書	質問	業務の対象	56	2	9	ア			平日とは祝日を除く月曜日～金曜日という理解でよろしいでしょうか。また、年末年始は作業対象外でしょうか。	前段については、平日の定義はご理解のとおりであり、清掃回数については、No.318の回答を参照してください。 後段については、年末年始の定義は、12月29日～翌年の1月3日となり、作業対象外です。
322	要求水準書	質問	業務の対象	56	2	9	ア			清掃を実施する曜日は事業者の提案によるもので、特に指定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、学園側との調整により変更が生じる場合もあるとご理解ください。
323	要求水準書	質問	業務の対象	56	2	9	ア			各種行事の日や長期休暇中などでも要求水準通りに日常清掃を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.250の回答を参照してください。
324	要求水準書	質問	業務の対象	56	2	9	ア			定期清掃の頻度の記載がありませんが、事業者の提案によるのでしょうか。	県が頻度を指定する定期清掃は窓清掃のみとなります。その他については、事業者の提案によります。
325	要求水準書	質問	管理・運営ゾーンおよび作業・活動ゾーンの清掃回数	56	2	9	ア	(ア)		食堂清掃で厨房内の流し台(シンク)・コンロは、清掃除外と考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書	質問	生活・居住ゾーンの清掃回数	56	2	9	ア	(イ)		児童個室以外の共用部について、現在児童が清掃されている箇所についても、新施設では事業者が清掃を行うのでしょうか。	児童による清掃は訓練の一環であり、基本的には職員が清掃をしています。新施設では事業者が清掃を行うものとしします。
327	要求水準書	質問	生活・居住ゾーンの清掃回数	56	2	9	ア	(イ)		浴室の清掃で浴槽(ユニットバス)も清掃範囲に含まれるのでしょうか。	含まれます。
328	要求水準書	質問	全体に係る清掃回数	56	2	9	ア	(ウ)		施設の窓清掃で、児童個室など事業者の清掃対象外箇所のガラスは例えば内面、もしくは両面は清掃業務対象外でしょうか。具体的な作業対象場所を明示してください。	窓清掃については、事業者の清掃対象外となる箇所も含め、施設全体の窓の内外両面を年1回清掃を願います。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
329	要求水準書	質問	県の清掃範囲	56	2	9	ア	(エ)		(ア)～(ウ)に示した箇所以外の諸室の清掃は県が行うとのことですが、県で清掃される諸室を具体的に教えて頂けないでしょうか。	職員室、厨房、児童の個室、スタッフ室、医療ケア・心理諸室、作業・活動ゾーン各室等になります。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
330	要求水準書	質問	県の清掃範囲	56	2	9	ア	(エ)		別紙4 既存建物一覧の保存する建物については多目的ホール以外は全て県の清掃範囲という理解でよろしいでしょうか。事業者の清掃対象範囲であれば、平面図・床仕上げ材等清掃範囲が分かるものを開示してください。	ご理解のとおりです。
331	要求水準書	質問	業務の方針	56	2	9	イ			できる限り業務および利用者の妨げにならないように清掃を実施することと記載されていますが、清掃作業実施不可の時間帯及び勤務時間は、あるのでしょうか。また、現在の清掃時間帯を教えてくださいませんか。	No.282の回答を参照してください。現在も同様の時間帯の中で作業をしています。
332	要求水準書	質問	業務の方針	56	2	9	イ			トイレットペーパー等の衛生消耗品とありますが、必要とされる衛生消耗品の具体的な品目を教えてください。また、過去1年間の使用品目と使用量を教えてください。	衛生消耗品(清掃に必要な消耗品は除く)は県負担とします。No.300の回答を参照してください。
333	要求水準書	質問	業務の方針	56	2	9	イ			清掃用具、資機材、衛生消耗品等を保管する倉庫等は、貸与していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	現在の日常清掃は作業員1名で作業をされているのでしょうか。作業員以外に清掃箇所周辺の監視担当が付添って清掃をされているのでしょうか。	No.87の回答を参照してください。監視担当はおりません。
335	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	清掃の必要が生じた場合は、速やかに対応するとありますが、清掃作業終了後で清掃員が不在の場合で即日の対応が難しい場合は、後日でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
336	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	土日祝日で緊急で清掃が必要な汚損が発生した場合は、施設スタッフによって一時的な清掃を行い、後日事業者が清掃を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	満足度等の利用者調査を行うのは県でしょうか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
338	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	鍵を所定の場所に返却するとありますが、所定の場所とはどちらでしょうか。また、定期清掃等を土日祝日に実施する場合は、鍵は事前に借りる必要があるのでしょうか。	定期清掃は土日祝日の実施はありません。
339	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ア	(エ)		県が清掃を行う箇所の清掃費用は、県負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	イ			「利用者の妨げにならないよう」とありますが、指定の清掃時間帯はございますでしょうか。	No.282の回答を参照してください。
341	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	「満足度等の利用者調査」とは具体的にどのようなものでしょうか。また、調査の実施は必須でしょうか。	(業務要求水準書(案)を修正しました。)
342	要求水準書	質問	清掃業務	56	2	9	ウ	(ア)	a	清掃業務担当者の制服に指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、清掃員であることがわかるようにしてください。
343	要求水準書	意見	業務の方針	56	2	9	イ			トイレトーパー等の衛生消耗品はすべて選定事業者が負担すると思いますが、予測不可能な使用方法があった場合、入札金額に見込む算定根拠がないため、衛生消耗品については県の負担としていただきたい。	No.300の回答を参照してください。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
344	要求水準書	質問	害虫防除業務	57	2	9	ウ	(ア)	b	ネズミ、ゴキブリ等の防除を行うとありますが、「等」に含まれる具体的な害虫名を提示してください。例えばカ、ハエでしょうか。また、ハチなどの危険な害虫やカラス、ハト、シカ、サル、イノシシなどの害獣は別途有償で対応と考えてよろしいでしょうか。	「等」に含む害虫はありません。対象は、ネズミ、ゴキブリのみとなります。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
345	要求水準書	質問	害虫防除業務	57	2	9	ウ	(ア)	b	湖南省特有の害虫・害獣がいれば教えてください。また、その対処方法も合わせて開示してください。	特にありません。
346	要求水準書	質問	特記事項	57	2	9	ウ	(イ)	a	清掃業務にて回収する廃棄物や日常生活で発生する廃棄物の処理については県が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書	質問	特記事項	57	2	9	ウ	(イ)	a	トイレのトイレットペーパー等による排管詰りの対応は県で行うのでしょうか。事業者が行う場合、過去に詰りを起こした年間件数を教えてください。	ご質問の事例については、修繕業務として事業者で対応願います。 県が修繕費を負担した件数は平成29年度で11件、平成30年度で16件となっています。
348	要求水準書	質問	業務の方針	57	2	10	イ			現在の植栽維持管理業務(清掃含む)をしている指定業者を教えてください。	入札等により毎年業者を決定しています。
349	要求水準書	質問	要求水準	57	2	10	ウ			既存植栽について、現在行っている年間の管理内容(作業範囲・作業内容・作業頻度)を教えてください。	植栽の剪定は年1回程度実施しています。 除草作業は建物周囲・グラウンド・駐車場については年6回程度、住宅に隣接する敷地外周は年2回程度実施しています。
350	要求水準書	質問	害虫防除業務	57	第3	2	(9)	ウ	(ア)	b害虫防除業務の実行頻度は、年間、〇回以上実施に必要性があるかのイメージをご教示お願いできますでしょうか？	厨房は毎月、その他の場所は年2回実施しています。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
351	要求水準書	質問	植栽管理業務	57	第3 2	(10)	ウ		植栽管理業務の実行頻度は、年間、〇回以上実施に必要性があるかのイメージをご教示お願いできますでしょうか？	No.349で回答した現在の実施状況と同等の回数で実施願います。
352	要求水準書	質問	(水準)植栽管理業務の方針	58	2	(10)	イ		方針の中に、除草の記載がありませんが、当然に維持管理の中を含むという認識でよいですか。	ご理解のとおりです。 (業務要求水準書(案)を修正しました。)
353	要求水準書	質問	契約または覚書等	60	2	-4	イ		「県以外の者を相手方として契約または覚書等を締結する場合」とありますが、SPCと金融機関が締結する優先貸付契約や担保関連契約及びSPCと構成員が締結するプロジェクト関連契約等も含まれるということでしょうか。また、契約書類の提出について契約締結前と契約締結後の2回提出が必要ということでしょうか。	当該部分は融資関連の契約などに限らず、事業実施のうえで必要な契約や覚書(下請契約など)も想定しています。 事前に契約書案を県に提出していただきその内容を確認し、また締結後の写しをもって同内容で締結されたかを県で確認させていただくという主旨です。
354	要求水準書	質問	インフラ整備状況	10~11	1	(2)	ア		提案作成に伴う行政ヒアリング等にあたり、守秘すべき情報は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ヒアリング等において取得した情報は、本事業の提案に係る業務においてのみ使用可能とします。
355	要求水準書	質問	全体計画	17~18	2	(2)	ア		給食食材搬入等の業務用車両、スクールバス等、日常的に敷地内の往来が想定される大型車両につき車体寸法、走行頻度などの情報を開示ください。	スクールバスは29人乗りのマイクロバスで、1日2回、2往復しています。 給食食材搬入車両の大きさは、最大でマイクロバス程度となり、1日数回の出入りがあります。
356	要求水準書	質問	強度行動障害ユニットの特記事項	20~21	2	(2)	ウ	(I)	“…窓にはカーテンを使わずに遮光が可能”とは、屋外側ならばシャッター、屋内側ならばロールスクリーンあるいはブラインドを設置するという理解でよろしいでしょうか？	屋内の設置は不可とし、仕組みについては事業者の提案とします。
357	要求水準書	質問	添付資料 別紙9 什器・備品リスト (入札公告までに示す資料)	目次					現時点では別紙9については開示されておりませんが、別紙9についての質問・意見があれば、入札公告後の質問・意見提出時に合わせて行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
358	要求水準書	質問	別紙8 必要な諸室の要求水準							トイレがほぼ湿式の指定がありますが、衛生上から見ると乾式の方がよいと思われます。湿式にしなければならないほど汚される頻度が高いのでしょうか。	運用上湿式とする必要がある箇所を明記しています。
359	要求水準書	質問	現地見学会							NO2: 小規模グループケア棟「ひまわり」の向かいにある建物(No4: 職員棟?)の外部に物が多数置いてありましたが、事業開始までに県が撤去・廃棄されるものと理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	要求水準書	質問	別紙2 プールの利用について							別紙2ではプールは仮囲いの工事エリア側に入っておりますが、工事期間中の利用は想定していないとの認識でよろしいのでしょうか。お教えてください。	No.115の回答を参照してください。
361	必要諸室他	質問	No.21 スヌーズレン室	5						内容記載事項以外で、照明仕様については設計条件無し、と判断してよろしいのでしょうか？	仕様条件はありませんが、主照明は設置してください。
362	必要諸室他	質問	No32 大倉庫	7						分散して計画し、合計が要求面積(140㎡)となる、という考え方は可能でしょうか？	可能です。
363	必要諸室他	質問	No40 遊具スペース	9						滑り台、ブランコは新設の想定でよろしいでしょうか？また滑り台、ブランコの要求数量および砂場サイズなど具体的な設計条件を開示ください。	新設してください。ブランコ2連式1基、滑り台1基、砂場は1つでサイズは約4m×3mです。
364	必要諸室他	質問	No45 コンセント等の凹凸	10						室内のコンセント、TV線等には鍵付きのカバーを取付けて、凹凸がないようにする」との記載について、カバーが壁面から飛び出さないように配慮する必要があるとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.196の回答を参照してください。
365	必要諸室他	質問	個室の扉仕様について	16	70					「入口は他室よりも防音性を持たせるため、開き戸も可とする」とありますが、他の個室も開き戸の採用は可能と考えてよろしいのでしょうか。	不可とします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
366	必要 諸室 他	質問	強度行動障害ユニット の出入口(玄関以外)	18	80					室数／ユニットが0となっていますが、必要な出入口数をご教示ください。	必要数は1です。 (別紙8_No.80を修正しました。)
367	必要 諸室 他	質問	No119 施釉ゾーンの各 設備	25						設備項目に記載の各機器のスペック(電圧・消費電力・外形寸・重量等)は別紙9「什器・備品リスト」にて詳細情報が開示されると考えて差し支え無いでしょうか。	(別紙8_No.119を修正しました。)
368	必要 諸室 他	質問	インフラ整備状況							計画段階向けの資料として、口径、管種の判別できる既存完成図書または埋設管図面が別途開示されると考えて差し支え無いでしょうか。	既存図面については、入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示ししますが、既存の状況をすべて判別できる資料ではなく、過去の設計図面であり参考資料となります。
369	必要 諸室 他	質問	既存建物一覧							杭の有無について空欄は図面無の為、不明と記載がありますが、無しとして見積上は見込まなくても宜しいでしょうか。また工事中に発見された場合、追加請求の対象と考えるとよろしいでしょうか。	入札公告時に示した資料と大幅に相違が生じ、事業者に負担が生じた場合は県の負担とします。

No	文書	区分	タイトル	頁	数 (数)	カナ	(カナ)	英字	質問・意見内容	回答
370	必要 諸室 他	質問	アスベスト調査結果						アスベスト調査結果について、それぞれ外壁の仕上材について石綿有と記載がありますが外壁仕上材とは、塗材を意味する形でしょうか。尚、下地調整材については含有なしとして見積もりを行う形でよろしいでしょうか。また作業上レベル1扱いかレベル3扱いのどちらで見積もりを行えば宜しいでしょうか(実際は労働基準監督署立会いの下、試験施工を行い、飛散物の測定を行う事で判断されるものと思いますが、レベル1扱いの場合とレベル3扱いの場合ではコストも工期も大きく異なる為)。その他、表に記載されている箇所について見積もりを行う為、数量関係が分かる図面などをご教示願います。また別紙6に記載されている建物・箇所以外については外壁吹付塗材のアスベスト(レベル1関係)については無しとして見積もりを行う形で宜しいでしょうか。また工事を行うにあたり、既存建物について改めて工事側で検体採取分析を伴うレベル1のアスベスト調査を行う必要はありますでしょうか。	別紙6に示す「外壁仕上げ材」は塗材を意味していますが、下地調整材も含めてのサンプリング結果です。塗材と下地調整材のどちらに含まれているのかは改めて各社にて調査をお願いします。吹付材については既に調査・除去・囲い込みを完了しています。(別紙4参照)しかしながら除去漏れ等の可能性は否定できませんので、レベル1の調査も必要となります。その他についてはレベル2・3を想定して見積もりをして下さい。また、数量の提示が困難なため既存図について、入札公告後に閲覧等の機会を設ける予定であり、詳細は入札公告時にお示しします。数量は各社にて想定してください。